



愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年3月27日金曜日 第91号外2

◇ 目 次 ◇ 規 則

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則..... (市町振興課) 1

愛媛県生涯学習センター管理規則..... (まなび推進課) 2

愛媛県総合科学博物館管理規則..... (")18

愛媛県総合科学博物館協議会運営規則..... (")34

愛媛県歴史文化博物館管理規則..... (")34

愛媛県歴史文化博物館協議会運営規則..... (")50

愛媛県美術館管理規則..... (")50

愛媛県美術館協議会運営規則..... (")72

ボランティア活動を促進するための公の施設の使用料等減免規則の一部を改正する規則..... (")72

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... (循環型社会推進課)72

愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則..... (") ... 108

愛媛県医師確保奨学基金条例施行規則の一部を改正する規則..... (医療対策課) ... 110

公衆浴場法施行細則及び旅館業法施行細則の一部を改正する規則..... (業務衛生課) ... 110

愛媛県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則..... (建築住宅課) ... 118

訓 令

愛媛県公印規程等の一部を改正する訓令..... (まなび推進課) ... 119

教育委員会規則

愛媛県生涯学習センター管理規則等を廃止する規則..... (まなび推進課) ... 121

愛媛県県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則..... (高校教育課) ... 121

教育委員会訓令

愛媛県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令..... (まなび推進課) ... 122

規 則

○愛媛県規則第11号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月27日

愛媛県知事 中村時広

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則（平成14年愛媛県規則第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第7条関係）		別表第1（第7条関係）	
1～6 省略		1～6 省略	
7 条例別表 第1 7の 項の規則で 定める事務	(1) 省略 (2) 愛媛県心身障害者扶養共済制度条例第9 条第1項の規定により年金の支給を受ける 心身障害者の生存の事実の確認 (3) 省略	7 条例別表 第1 7の 項の規則で 定める事務	(1) 省略 (2) 省略
8 省略		8 省略	

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第12号

愛媛県生涯学習センター管理規則を次のように定める。

令和2年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県生涯学習センター管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、愛媛県生涯学習センター(以下「センター」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(特別利用の許可の申請等)

第2条 愛媛県生涯学習センター管理条例(平成20年愛媛県条例第25号。以下「条例」という。)第15条第1項の規定によるセンター資料の特別利用の許可を受けようとする者は、愛媛県生涯学習センター資料特別利用許可申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。この場合において、当該センター資料が寄託されたものであるときは、同申請書に、当該センター資料の寄託者の承諾書を添付しなければならない。

2 知事は、前項の規定による特別利用の許可の申請があった場合において、特別利用が適当であると認めるときは、特別利用の許可を決定し、当該申請をした者に対し、愛媛県生涯学習センター資料特別利用許可書(様式第2号)を交付するものとする。

(特別利用料の額)

第3条 条例第17条に規定する知事が定める特別利用料の額は、別表に掲げるとおりとする。

(特別利用料の減免)

第4条 知事は、条例第18条の規定に基づき、次に掲げる者に対しては、特別利用料を免除する。

(1) 生涯学習に関する教育、学術上の調査研究又は啓発のために特別利用をする者で、知事が必要と認めるもの

(2) センターの広報に関し効果があると認められる用途に供することを目的として特別利用をする者

2 知事は、前項に定めるもののほか、必要と認めるときは、条例第18条の規定に基づき、特別利用料を免除し、又はその一部を減額することがある。

(特別利用料の還付)

第5条 条例第19条第2号に規定する知事が定める日は、利用日の前日とする。

第6条 条例第19条ただし書の規定により、知事は、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該各号に定める額を還付する。

(1) 条例第19条第1号に該当する場合 特別利用料の全額

(2) 条例第19条第2号に該当する場合 特別利用料の50パーセントに相当する額

2 前項の規定により特別利用料の還付を受けようとする者は、愛媛県生涯学習センター資料特別利用料還付申請書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(館外貸出しの許可の申請等)

第7条 条例第20条第2項の規定によるセンター資料の館外貸出しの許可を受けようとする者は、愛媛県生涯学習センター資料館外貸出許可申請書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。この場合において、当該センター資料が寄託されたものであるときは、同申請書に、当該センター資料の寄託者の承諾書を添付しなければならない。

2 知事は、前項の規定による館外貸出しの許可の申請があった場合において、館外貸出しが適当であると認めるときは、館外貸出しの許可を決定し、当該申請をした者に対し、愛媛県生涯学習センター資料館外貸出許可書(様式第5号)を交付するものとする。

3 センター資料の館外貸出期間は、50日以内とする。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

4 センター資料の館外貸出しを受けた者は、その館外貸出期間を延長しようとするときは、愛媛県生涯学習センター資料館外貸出期間延長申請書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

5 知事は、前項の規定による館外貸出期間の延長の申請があった場合において、やむを得ない理由があると認めるときは、館外貸出期間の延長を決定し、当該申請をした者に対し、愛媛県生涯学習センター資料館外貸出期間延長決定書(様式第7号)を交付するものとする。

(資料の寄贈又は寄託)

第8条 センターは、資料の寄贈又は寄託を受けることができる。

2 センターに資料を寄贈しようとする者は愛媛県生涯学習センター資料寄贈申出書(様式第8号)を、資料を寄託しようとする者は愛媛県生涯学習センター資料寄託申請書(様式第9号)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による寄贈の申出又は寄託の申請があった場合において、当該寄贈の申出又は寄託の申請に係る資料の受入れが適当であると認め、当該資料の寄贈又は寄託を受けたときは、寄贈者又は寄託者に対し、愛媛県生涯学習センター寄贈資料受領証(様式第10号)又は愛媛県生涯学習センター寄託資料預り証(様式第11号)を交付しなければならない。

4 寄託を受ける資料の取扱いについては、知事が寄託しようとする者と協議して定める。

5 県及び指定管理者は、寄託を受けた資料の不可抗力による損害に対しては、その責めを負わないものとする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

特別利用料

区分	単位	金額
閲覧	1点1回につき	520円
模写・模造	1点1回につき	5,230円
撮影・複写	1点1回につき	5,230円
原版使用	1点1回につき	5,230円

- 注1 文書は、1葉を1点とする。
- 2 びょうぶは、1隻を1点とする。
- 3 1そろいをなす巻子は、1巻を1点とする。
- 4 掛軸は、1幅を1点とする。
- 5 小型の物で1組又は1箱となっているものは、1組又は1箱を1点とする。
- 6 多数の物で1そろい又は1具となっているものは、数量に応じて数点に分けるものとする。
- 7 その他の資料は、各個を1点とする。

様式第1号(第2条関係) 愛媛県生涯学習センター資料特別利用許可申請書

愛媛県生涯学習センター資料特別利用許可申請書 年 月 日 愛媛県知事 様 住所 (団体にあっては、所在地) 申請者 氏名 (団体にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号			
特別利用に係るセンター資料及び特別利用の方法	名 称	規 格 数 量 等	利 用 の 方 法
特 別 利 用 の 日 時			
特 別 利 用 の 目 的	<input type="checkbox"/> 非営利 <input type="checkbox"/> 営利		
利 用 責 任 者	氏 名		電 話 番 号
	住 所		F A X 番 号
注意 1 特別利用の方法は、次のとおりです。 閲覧、撮影、複写、模写、模造等又はこれらにより得たものの展示若しくは刊行物への掲載 2 特別利用に係るセンター資料が寄託されたものであるときは、その寄託者の承諾書を添付してください。			

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 特別利用の目的の欄は、該当する□の中にレ印を付するとともに、特別利用の目的を具体的に記入すること。

様式第2号(第2条関係) 愛媛県生涯学習センター資料特別利用許可書
(表)

愛媛県生涯学習センター資料特別利用許可書 第 年 月 日 号 様 愛媛県知事 印			
特別利用に係るセンター資料及び特別利用の方法	名 称	規 格 数 量 等	利 用 の 方 法
特別利用の日時			
特別利用の目的			
許可の条件			
特別利用上の注意	裏面記載のとおり。		

(裏)

特別利用上の注意事項

- 1 許可の条件を遵守すること。
- 2 愛媛県生涯学習センター（以下「センター」という。）で収集し、保管し、若しくは展示する資料（以下「センター資料」という。）又はセンターの施設、附属設備等を滅失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を県の職員に届け出るとともに、原状回復をし、又はそれによって生じた損害を賠償すること。
- 3 天災その他センター資料の特別利用をする者の責めに帰することができない理由により特別利用が不能となった場合又はセンター資料の特別利用をする者が利用日の前日までに特別利用の取消しを申し出て、知事がやむを得ないと認めた場合のほかは、納付した特別利用料を還付しない。
- 4 県の職員の指示に従うこと。
- 5 その他センターの使用に関する諸規程を遵守すること。

様式第3号(第6条関係) 愛媛県生涯学習センター資料特別利用料還付申請書

愛媛県生涯学習センター資料特別利用料還付申請書 年 月 日 愛媛県知事 様 住所(団体にあつては、所在地) 申請者 氏名(団体にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊤			
許可年月日 及び番号	年 月 日 第 号		
特別利用日時			
特別利用料	納付年月日	年 月 日	領収書番号第 号
	既納額	円	
還付請求金額	円		
申請理由			
(備考)			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第4号(第7条関係) 愛媛県生涯学習センター資料館外貸出許可申請書

愛媛県生涯学習センター資料館外貸出許可申請書 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> 愛媛県知事 様 住所(団体にあつては、所在地) 申請者 氏名(団体にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊟ 電話番号							
館外貸出しに係るセンター資料	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">名</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">称</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">規 格 数 量 等</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="height: 50px;"></td> </tr> </table>	名	称	規 格 数 量 等			
名	称	規 格 数 量 等					
館外貸出しの期間 (うち、展示期間)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">年 月 日から</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">年 月 日まで</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">日間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(年 月 日から</td> <td style="text-align: center;">年 月 日まで</td> <td style="text-align: center;">日間)</td> </tr> </table>	年 月 日から	年 月 日まで	日間	(年 月 日から	年 月 日まで	日間)
年 月 日から	年 月 日まで	日間					
(年 月 日から	年 月 日まで	日間)					
展示又は保管の場所							
館外貸出しの目的							
実施責任者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">氏 名</td> <td style="width: 50%;">電 話 番 号</td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td>F A X 番 号</td> </tr> </table>	氏 名	電 話 番 号	住 所	F A X 番 号		
氏 名	電 話 番 号						
住 所	F A X 番 号						
注意 館外貸出しに係るセンター資料が寄託されたものであるときは、その寄託者の承諾書を添付してください。							

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

様式第5号(第7条関係) 愛媛県生涯学習センター資料館外貸出許可書

愛媛県生涯学習センター資料館外貸出許可書		第 年 月 日	号
様		愛媛県知事 印	
	名 称	規 格 数 量 等	
館外貸出しに係るセンター資料			
館外貸出しの期間 (うち、展示期間)	年 月 日から 年 月 日まで 日間 (年 月 日から 年 月 日まで 日間)		
展示又は保管の場所			
館外貸出しの目的			
許可の条件			

様式第6号(第7条関係) 愛媛県生涯学習センター資料館外貸出期間延長申請書

愛媛県生涯学習センター資料館外貸出期間延長申請書 年 月 日 愛媛県知事 様 住所(団体にあつては、所在地) 申請者 氏名(団体にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊟		
許可年月日 及び番号	年 月 日 第 号	
館外貸出し の期間	当 初 の 貸 出 期 間	延 長 申 請 に 係 る 貸 出 期 間
	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
館外貸出しに係 るセンター資料	名 称	規 格 数 量 等
館外貸出し期間 延長の理由		

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

様式第7号(第7条関係) 愛媛県生涯学習センター資料館外貸出期間延長決定書

愛媛県生涯学習センター資料館外貸出期間延長決定書 第 号 年 月 日 様 愛媛県知事 印		
許可年月日 及び番号	年 月 日 第 号	
館外貸出し の期間	当初の貸出期間	延長決定に係る貸出期間
	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
館外貸出しに係 るセンター資料	名 称	規 格 数 量 等

様式第8号(第8条関係) 愛媛県生涯学習センター資料寄贈申出書

愛媛県生涯学習センター資料寄贈申出書 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> 愛媛県知事 様 住所(団体にあつては、所在地) 申出者 氏名(団体にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊦ 電話番号		
寄 贈 す る 資 料 の 名 称	規 格 数 量 等	備 考
連 絡 先	氏 名	電 話 番 号
	住 所	F A X 番 号

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 申出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

様式第9号(第8条関係) 愛媛県生涯学習センター資料寄託申請書
(表)

愛媛県生涯学習センター資料寄託申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

住所(団体にあつては、所在地)

申請者 氏名(団体にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊟

電話番号

寄託する資料の名称	規格数量等	備考

附帯条件 裏面記載のとおり。

連絡先	氏名	電話番号
	住所	FAX番号

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

(裏)

寄託に係る附帯条件

(□のある欄は、該当する□の中にレ印を付けてください。)

1 損害賠償の免責に関すること。

寄託期間中、災害その他不可抗力により紛失し、又は汚損した場合の損害賠償の請求はいたしません。

2 期間に関すること。

期間に制限を設けません。この場合、返還を希望する場合は、希望日の6月前までに申し出ます。

年 月 日までとします。

3 使用に関すること。

知事が調査研究又は啓発のための活動（複製の作成及び刊行物への掲載を除く。）に使用することに同意します。

4 複製の作成に関すること。

知事が寄託に係る資料の複製を作成することを承認します。

知事が寄託に係る資料の複製を作成することを承認しません。

5 刊行物への掲載に関すること。

知事が寄託に係る資料を刊行物に掲載することを承認します。

知事が寄託に係る資料を刊行物に掲載することを承認しません。

6 その他

7 上記に定めのないことは、知事と協議の上決定します。

様式第10号（第8条関係） 愛媛県生涯学習センター寄贈資料受領証

愛媛県生涯学習センター寄贈資料受領証

第 号
年 月 日

様

愛媛県知事 印

年 月 日付で寄贈申出のあった資料については、次のとおり受領しました。

今後は、愛媛県生涯学習センターで大切に活用させていただきます。

寄贈を受けた資料の名称	規 格 数 量 等	備 考

様式第11号(第8条関係) 愛媛県生涯学習センター寄託資料預り証
(表)

愛媛県生涯学習センター寄託資料預り証

第 号
年 月 日

様

愛媛県知事 印

年 月 日付けで寄託申請のあった資料については、次のとおり預かりました。

なお、寄託に係る附帯条件については、裏面のとおりに承しました。

寄託を受けた資料の名称	規格数量等	備考

(裏)

寄託に係る附帯条件

(□のある欄は、該当する□の中にレ印を付けてください。)

1 損害賠償の免責に関すること。

寄託期間中、災害その他不可抗力により紛失し、又は汚損した場合の損害賠償の請求はいたしません。

2 期間に関すること。

期間に制限を設けません。この場合、返還を希望する場合は、希望日の6月前までに申し出ます。

年 月 日までとします。

3 使用に関すること。

知事が調査研究又は啓発のための活動（複製の作成及び刊行物への掲載を除く。）に使用することに同意します。

4 複製の作成に関すること。

知事が寄託に係る資料の複製を作成することを承認します。

知事が寄託に係る資料の複製を作成することを承認しません。

5 刊行物への掲載に関すること。

知事が寄託に係る資料を刊行物に掲載することを承認します。

知事が寄託に係る資料を刊行物に掲載することを承認しません。

6 その他

7 上記に定めのないことは、知事と協議の上決定します。

○愛媛県規則第13号

愛媛県総合科学博物館管理規則を次のように定める。

令和2年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県総合科学博物館管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、愛媛県総合科学博物館(以下「博物館」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(特別利用の許可の申請等)

第2条 愛媛県総合科学博物館管理条例(平成20年愛媛県条例第26号。以下「条例」という。)第15条第1項の規定による博物館資料の特別利用の許可を受けようとする者は、愛媛県総合科学博物館資料特別利用許可申請書(様式第1号)を館長に提出しなければならない。この場合において、当該博物館資料が寄託されたものであるときは、同申請書に、当該博物館資料の寄託者の承諾書を添付しなければならない。

2 館長は、前項の規定による特別利用の許可の申請があった場合において、特別利用が適当であると認めるときは、特別利用の許可を決定し、当該申請をした者に対し、愛媛県総合科学博物館資料特別利用許可書(様式第2号)を交付するものとする。

(特別利用料の額)

第3条 条例第17条に規定する知事が定める特別利用料の額は、別表に掲げるとおりとする。

(特別利用料の減免)

第4条 知事は、条例第18条の規定に基づき、次に掲げる者に対しては、特別利用料を免除する。

- (1) 自然史、科学技術及び産業史に関する教育、学術上の調査研究又は啓発のために特別利用をする者で、知事が必要と認めるもの
- (2) 博物館の広報に関し効果があると認められる用途に供することを目的として特別利用をする者

2 知事は、前項に定めるもののほか、必要と認めるときは、条例第18条の規定に基づき、特別利用料を免除し、又はその一部を減額することがある。

(特別利用料の還付)

第5条 条例第19条第2号に規定する知事が定める日は、利用日の前日とする。

第6条 条例第19条ただし書の規定により、知事は、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該各号に定める額を還付する。

- (1) 条例第19条第1号に該当する場合 特別利用料の全額
- (2) 条例第19条第2号に該当する場合 特別利用料の50パーセントに相当する額

2 前項の規定により特別利用料の還付を受けようとする者は、愛媛県総合科学博物館資料特別利用料還付申請書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(館外貸出しの許可の申請等)

第7条 条例第20条第2項の規定による博物館資料の館外貸出しの許可を受けようとする者は、愛媛県総合科学博物館資料館外貸出許可申請書(様式第4号)を館長に提出しなければならない。この場合において、当該博物館資料が寄託されたものであるときは、同申請書に、当該博物館資料の寄託者の承諾書を添付しなければならない。

2 館長は、前項の規定による館外貸出しの許可の申請があった場合において、館外貸出しが適当であると認めるときは、館外貸出しの許可を決定し、当該申請をした者に対し、愛媛県総合科学博物館資料館外貸出許可書(様式第5号)を交付するものとする。

3 博物館資料の館外貸出期間は、50日以内とする。ただし、館長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

4 博物館資料の館外貸出しを受けた者は、その館外貸出期間を延長しようとするときは、愛媛県総合科学博物館資料館外貸出期間延長申請書(様式第6号)を館長に提出しなければならない。

5 館長は、前項の規定による館外貸出期間の延長の申請があった場合において、やむを得ない理由があると認めるときは、館外貸出期間の延長を決定し、当該申請をした者に対し、愛媛県総合科学博物館資料館外貸出期間延長決定書(様式第7号)を交付するものとする。

(資料の寄贈又は寄託)

第8条 博物館は、資料の寄贈又は寄託を受けることができる。

2 博物館に資料を寄贈しようとする者は愛媛県総合科学博物館資料寄贈申出書(様式第8号)を、資料を寄託しようとする者は愛媛県総合科学博物館資料寄託申請書(様式第9号)を館長に提出しなければならない。

3 館長は、前項の規定による寄贈の申出又は寄託の申請があった場合において、当該寄贈の申出又は寄託の申請に係る資料の受入れが適当であると認め、当該資料の寄贈又は寄託を受けたときは、寄贈者又は寄託者に対し、愛媛県総合科学博物館寄贈資料受領証(様式第10号)又は愛媛県総合科学博物館寄託資料預り証(様式第11号)を交付しなければならない。

4 寄託を受ける資料の取扱いについては、館長が寄託しようとする者と協議して定める。

5 県及び指定管理者は、寄託を受けた資料の不可抗力による損害に対しては、その責めを負わないものとする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、博物館の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

特別利用料

区分	単位	金額
閲覧	1点1回につき	520円
模写・模造	1点1回につき	5,230円
撮影・複写	1点1回につき	5,230円
原版使用	1点1回につき	5,230円

- 注1 小型の物で1組又は1箱となっているものは、1組又は1箱を1点とする。
- 2 多数の物で1そろい又は1具となっているものは、数量に応じて数点に分けるものとする。
- 3 その他の資料は、各個を1点とする。

様式第1号(第2条関係) 愛媛県総合科学博物館資料特別利用許可申請書

愛媛県総合科学博物館資料特別利用許可申請書

年 月 日

愛媛県総合科学博物館長 様

住所(団体にあつては、所在地)

申請者 氏名(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

	名 称	規 格 数 量 等	利 用 の 方 法
特別利用に係る博物館資料及び特別利用の方法			
特別利用の日時			
特別利用の目的	<input type="checkbox"/> 非営利 <input type="checkbox"/> 営利		
利用責任者	氏 名	電 話 番 号	
	住 所	F A X 番 号	

注意

- 特別利用の方法は、次のとおりです。
閲覧、撮影、複写、模写、模造等又はこれらにより得たものの展示若しくは刊行物への掲載
- 特別利用に係る博物館資料が寄託されたものであるときは、その寄託者の承諾書を添付してください。

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

注2 特別利用の目的の欄は、該当する□の中にレ印を付するとともに、特別利用の目的を具体的に記入すること。

様式第2号(第2条関係) 愛媛県総合科学博物館資料特別利用許可書
(表)

愛媛県総合科学博物館資料特別利用許可書

第 号
年 月 日

様

愛媛県総合科学博物館長 印

	名 称	規 格 数 量 等	利 用 の 方 法
特別利用に係る博物館資料及び特別利用の方法			
特別利用の日時			
特別利用の目的			
許可の条件			
特別利用上の注意	裏面記載のとおり。		

(裏)

特別利用上の注意事項

- 1 許可の条件を遵守すること。
- 2 愛媛県総合科学博物館（以下「博物館」という。）で収集し、保管し、若しくは展示する資料（以下「博物館資料」という。）又は博物館の施設、附属設備等を滅失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を博物館の職員に届け出るとともに、原状回復をし、又はそれによって生じた損害を賠償すること。
- 3 天災その他博物館資料の特別利用をする者の責めに帰することができない理由により特別利用が不能となった場合又は博物館資料の特別利用をする者が利用日の前日までに特別利用の取消しを申し出て、知事がやむを得ないと認めた場合のほかは、納付した特別利用料を還付しない。
- 4 博物館の職員の指示に従うこと。
- 5 その他博物館の使用に関する諸規程を遵守すること。

様式第3号(第6条関係) 愛媛県総合科学博物館資料特別利用料還付申請書

愛媛県総合科学博物館資料特別利用料還付申請書			
愛媛県知事		年 月 日	
様			
申請者		住所(団体にあつては、所在地)	
		氏名(団体にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊤	
許可年月日 及び番号	年 月 日 第 号		
特別利用日時			
特別利用料	納付年月日	年 月 日	領収書番号第 号
	既納額	円	
還付請求金額	円		
申請理由			
(備考)			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第4号(第7条関係) 愛媛県総合科学博物館資料館外貸出許可申請書

愛媛県総合科学博物館資料館外貸出許可申請書 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> 愛媛県総合科学博物館長 様 住所(団体にあつては、所在地) 申請者 氏名(団体にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊟ 電話番号		
館外貸出しに係る博物館資料	名 称	規 格 数 量 等
館外貸出しの期間 (うち、展示期間)	年 月 日から 年 月 日まで 日間 (年 月 日から 年 月 日まで 日間)	
展示又は保管の場所		
館外貸出しの目的		
実施責任者	氏 名	電 話 番 号
	住 所	F A X 番 号
注意 館外貸出しに係る博物館資料が寄託されたものであるときは、その寄託者の承諾書を添付してください。		

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

様式第5号(第7条関係) 愛媛県総合科学博物館資料館外貸出許可書

愛媛県総合科学博物館資料館外貸出許可書 第 年 月 日 号 様 愛媛県総合科学博物館長 印		
館外貸出しに係る博物館資料	名 称	規 格 数 量 等
館外貸出しの期間 (うち、展示期間)	年 月 日から 年 月 日まで 日間 (年 月 日から 年 月 日まで 日間)	
展示又は保管の場所		
館外貸出しの目的		
許可の条件		

様式第6号(第7条関係) 愛媛県総合科学博物館資料館外貸出期間延長申請書

愛媛県総合科学博物館資料館外貸出期間延長申請書 年 月 日 愛媛県総合科学博物館長 様 申請者 住所(団体にあつては、所在地) 氏名(団体にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊟		
許可年月日 及び番号	年 月 日 第 号	
館外貸出し の期間	当初の貸出期間	延長申請に係る貸出期間
	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
館外貸出しに係 る博物館資料	名 称	規 格 数 量 等
館外貸出し期間 延長の理由		

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

様式第7号(第7条関係) 愛媛県総合科学博物館資料館外貸出期間延長決定書

愛媛県総合科学博物館資料館外貸出期間延長決定書 第 号 年 月 日 様 愛媛県総合科学博物館長 印		
許可年月日 及び番号	年 月 日 第 号	
館外貸出し の期間	当初の貸出期間	延長決定に係る貸出期間
	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
館外貸出しに係 る博物館資料	名 称	規 格 数 量 等

様式第8号(第8条関係) 愛媛県総合科学博物館資料寄贈申出書

愛媛県総合科学博物館資料寄贈申出書 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> 愛媛県総合科学博物館長 様 住所(団体にあつては、所在地) 申出者 氏名(団体にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊟ 電話番号		
寄 贈 す る 資 料 の 名 称	規 格 数 量 等	備 考
連 絡 先	氏 名	電 話 番 号
	住 所	F A X 番 号

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 申出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

様式第9号(第8条関係) 愛媛県総合科学博物館資料寄託申請書
(表)

愛媛県総合科学博物館資料寄託申請書 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> 愛媛県総合科学博物館長 様 住所(団体にあつては、所在地) 申請者 氏名(団体にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊟ 電話番号		
寄 託 す る 資 料 の 名 称	規 格 数 量 等	備 考
附帯条件 裏面記載のとおり。		
連 絡 先	氏 名	電 話 番 号
	住 所	F A X 番 号

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

(裏)

寄託に係る附帯条件

(□のある欄は、該当する□の中にレ印を付けてください。)

1 損害賠償の免責に関すること。

寄託期間中、災害その他不可抗力により紛失し、又は汚損した場合の損害賠償の請求はいたしません。

2 期間に関すること。

期間に制限を設けません。この場合、返還を希望する場合は、希望日の6月前までに申し出ます。

年 月 日までとします。

3 使用に関すること。

愛媛県総合科学博物館（以下「博物館」という。）が調査研究又は啓発のための活動（複製の作成及び刊行物への掲載を除く。）に使用することに同意します。

4 複製の作成に関すること。

博物館が寄託に係る資料の複製を作成することを承認します。

博物館が寄託に係る資料の複製を作成することを承認しません。

5 刊行物への掲載に関すること。

博物館が寄託に係る資料を刊行物に掲載することを承認します。

博物館が寄託に係る資料を刊行物に掲載することを承認しません。

6 その他

7 上記に定めのないことは、博物館と協議の上決定します。

様式第10号（第8条関係） 愛媛県総合科学博物館寄贈資料受領証

愛媛県総合科学博物館寄贈資料受領証

第 号
年 月 日

様

愛媛県総合科学博物館長 印

年 月 日付けで寄贈申出のあった資料については、次のとおり受領しました。

今後は、愛媛県総合科学博物館で大切に活用させていただきます。

寄贈を受けた資料の名称	規 格 数 量 等	備 考

様式第11号（第8条関係） 愛媛県総合科学博物館寄託資料預り証

（表）

愛媛県総合科学博物館寄託資料預り証

第 号
年 月 日

様

愛媛県総合科学博物館長 印

年 月 日付けで寄託申請のあった資料については、次のとおり預かりました。

なお、寄託に係る附帯条件については、裏面のとおりに承しました。

寄託を受けた資料の名称	規格数量等	備考

(裏)

寄託に係る附帯条件

(□のある欄は、該当する□の中にレ印を付けてください。)

1 損害賠償の免責に関する事。

寄託期間中、災害その他不可抗力により紛失し、又は汚損した場合の損害賠償の請求はいたしません。

2 期間に関する事。

期間に制限を設けません。この場合、返還を希望する場合は、希望日の6月前までに申し出ます。

年 月 日までとします。

3 使用に関する事。

愛媛県総合科学博物館（以下「博物館」という。）が調査研究又は啓発のための活動（複製の作成及び刊行物への掲載を除く。）に使用することに同意します。

4 複製の作成に関する事。

博物館が寄託に係る資料の複製を作成することを承認します。

博物館が寄託に係る資料の複製を作成することを承認しません。

5 刊行物への掲載に関する事。

博物館が寄託に係る資料を刊行物に掲載することを承認します。

博物館が寄託に係る資料を刊行物に掲載することを承認しません。

6 その他

7 上記に定めのないことは、博物館と協議の上決定します。

○愛媛県規則第14号

愛媛県総合科学博物館協議会運営規則を次のように定める。

令和2年3月27日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県総合科学博物館協議会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、愛媛県博物館協議会設置条例(平成12年愛媛県条例第31号)第5条の規定に基づき、愛媛県総合科学博物館協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(招集)

第3条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、愛媛県総合科学博物館長が招集する。

2 会議の日時、開催場所及び会議に付議する事項は、あらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議)

第4条 会議は、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、愛媛県総合科学博物館において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第15号

愛媛県歴史文化博物館管理規則を次のように定める。

令和2年3月27日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県歴史文化博物館管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、愛媛県歴史文化博物館(以下「博物館」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(特別利用の許可の申請等)

第2条 愛媛県歴史文化博物館管理条例(平成20年愛媛県条例第27号。以下「条例」という。)第15条第1項の規定による博物館資料の特別利用の許可を受けようとする者は、愛媛県歴史文化博物館資料特別利用許可申請書(様式第1号)を館長に提出しなければならない。

この場合において、当該博物館資料が寄託されたものであるときは、同申請書に、当該博物館資料の寄託者の承諾書を添付しなければならない。

2 館長は、前項の規定による特別利用の許可の申請があった場合において、特別利用が適当であると認めるときは、特別利用の許可を決定し、当該申請をした者に対し、愛媛県歴史文化博物館資料特別利用許可書(様式第2号)を交付するものとする。

(特別利用料の額)

第3条 条例第17条に規定する知事が定める特別利用料の額は、別表に掲げるとおりとする。

(特別利用料の減免)

第4条 知事は、条例第18条の規定に基づき、次に掲げる者に対しては、特別利用料を免除する。

(1) 歴史文化に関する教育、学術上の調査研究又は啓発のために特別利用をする者で、知事が必要と認めるもの

(2) 博物館の広報に関し効果があると認められる用途に供することを目的として特別利用をする者

2 知事は、前項に定めるもののほか、必要と認めるときは、条例第18条の規定に基づき、特別利用料を免除し、又はその一部を減額することがある。

(特別利用料の還付)

第5条 条例第19条第2号に規定する知事が定める日は、利用日の前日とする。

第6条 条例第19条ただし書の規定により、知事は、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該各号に定める額を還付する。

(1) 条例第19条第1号に該当する場合 特別利用料の全額

(2) 条例第19条第2号に該当する場合 特別利用料の50パーセントに相当する額

2 前項の規定により特別利用料の還付を受けようとする者は、愛媛県歴史文化博物館資料特別利用料還付申請書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(館外貸出しの許可の申請等)

第7条 条例第20条第2項の規定による博物館資料の館外貸出しの許可を受けようとする者は、愛媛県歴史文化博物館資料館外貸出許可申請書(様式第4号)を館長に提出しなければならない。この場合において、当該博物館資料が寄託されたものであるときは、同申請書に、当該博物館資料の寄託者の承諾書を添付しなければならない。

2 館長は、前項の規定による館外貸出しの許可の申請があった場合において、館外貸出しが適当であると認めるときは、館外貸出しの許可を決定し、当該申請をした者に対し、愛媛県歴史文化博物館資料館外貸出許可書(様式第5号)を交付するものとする。

3 博物館資料の館外貸出期間は、50日以内とする。ただし、館長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

4 博物館資料の館外貸出しを受けた者は、その館外貸出期間を延長しようとするときは、愛媛県歴史文化博物館資料館外貸出期間延長申請書(様式第6号)を館長に提出しなければならない。

5 館長は、前項の規定による館外貸出期間の延長の申請があった場合において、やむを得ない理由があると認めるときは、館外貸出期間の延長を決定し、当該申請をした者に対し、愛媛県歴史文化博物館資料館外貸出期間延長決定書(様式第7号)を交付するものとする。

(資料の寄贈又は寄託)

第8条 博物館は、資料の寄贈又は寄託を受けることができる。

2 博物館に資料を寄贈しようとする者は愛媛県歴史文化博物館資料寄贈申出書(様式第8号)を、資料を寄託しようとする者は愛媛県歴史文化博物館資料寄託申請書(様式第9号)を館長に提出しなければならない。

3 館長は、前項の規定による寄贈の申出又は寄託の申請があった場合において、当該寄贈の申出又は寄託の申請に係る資料の受入れが適当であると認め、当該資料の寄贈又は寄託を受けたときは、寄贈者又は寄託者に対し、愛媛県歴史文化博物館寄贈資料受領証(様式第10号)又は愛媛県歴史文化博物館寄託資料預り証(様式第11号)を交付しなければならない。

4 寄託を受ける資料の取扱いについては、館長が寄託しようとする者と協議して定める。

5 県及び指定管理者は、寄託を受けた資料の不可抗力による損害に対しては、その責めを負わないものとする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、博物館の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

特別利用料

区分	単位	金額
閲覧	1点1回につき	520円
模写・模造	1点1回につき	5,230円
撮影・複写	1点1回につき	5,230円
原版使用	1点1回につき	5,230円

注1 文書は、1葉を1点とする。

2 びょうぶは、1隻を1点とする。

3 1そろいをなす卷子は、1巻を1点とする。

4 掛軸は、1幅を1点とする。

5 小型の物で1組又は1箱となっているものは、1組又は1箱を1点とする。

6 多数の物で1そろい又は1具となっているものは、数量に応じて数点に分けるものとする。

7 その他の資料は、各個を1点とする。

様式第1号(第2条関係) 愛媛県歴史文化博物館資料特別利用許可申請書

愛媛県歴史文化博物館資料特別利用許可申請書 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> 愛媛県歴史文化博物館長 様 住所 (団体にあっては、所在地) 申請者 氏名 (団体にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号			
特別利用に係る博物館資料及び特別利用の方法	名 称	規 格 数 量 等	利 用 の 方 法
特 別 利 用 の 日 時			
特 別 利 用 の 目 的	<input type="checkbox"/> 非営利 <input type="checkbox"/> 営利		
利 用 責 任 者	氏 名		電 話 番 号
	住 所		F A X 番 号
注意 1 特別利用の方法は、次のとおりです。 閲覧、撮影、複写、模写、模造等又はこれらにより得たものの展示若しくは刊行物への掲載 2 特別利用に係る博物館資料が寄託されたものであるときは、その寄託者の承諾書を添付してください。			

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 特別利用の目的の欄は、該当する□の中にレ印を付するとともに、特別利用の目的を具体的に記入すること。

様式第2号(第2条関係) 愛媛県歴史文化博物館資料特別利用許可書
(表)

愛媛県歴史文化博物館資料特別利用許可書			
様		第 年 月 日 号	
愛媛県歴史文化博物館長 印			
特別利用に係る博物館資料及び特別利用の方法	名 称	規 格 数 量 等	利 用 の 方 法
特 別 利 用 の 日 時			
特 別 利 用 の 目 的			
許 可 の 条 件			
特別利用上の注意	裏面記載のとおり。		

(裏)

特別利用上の注意事項

- 1 許可の条件を遵守すること。
- 2 愛媛県歴史文化博物館（以下「博物館」という。）で収集し、保管し、若しくは展示する資料（以下「博物館資料」という。）又は博物館の施設、附属設備等を滅失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を博物館の職員に届け出るとともに、原状回復をし、又はそれによって生じた損害を賠償すること。
- 3 天災その他博物館資料の特別利用をする者の責めに帰することができない理由により特別利用が不能となった場合又は博物館資料の特別利用をする者が利用日の前日までに特別利用の取消しを申し出て、知事がやむを得ないと認めた場合のほかは、納付した特別利用料を還付しない。
- 4 博物館の職員の指示に従うこと。
- 5 その他博物館の使用に関する諸規程を遵守すること。

様式第3号(第6条関係) 愛媛県歴史文化博物館資料特別利用料還付申請書

愛媛県歴史文化博物館資料特別利用料還付申請書 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> 愛媛県知事 様 住所(団体にあつては、所在地) 申請者 氏名(団体にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊤			
許可年月日 及び番号	年 月 日 第 号		
特別利用日時			
特別利用料	納付年月日	年 月 日	領収書番号第 号
	既 納 額	円	
還付請求金額	円		
申 請 理 由			
(備 考)			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第4号(第7条関係) 愛媛県歴史文化博物館資料館外貸出許可申請書

愛媛県歴史文化博物館資料館外貸出許可申請書 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> 愛媛県歴史文化博物館長 様 住所(団体にあつては、所在地) 申請者 氏名(団体にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊤ 電話番号		
館外貸出しに係る博物館資料	名 称	規 格 数 量 等
館外貸出しの期間 (うち、展示期間)	年 月 日から 年 月 日まで 日間 (年 月 日から 年 月 日まで 日間)	
展示又は保管の場所		
館外貸出しの目的		
実施責任者	氏 名	電 話 番 号
	住 所	F A X 番 号
注意 館外貸出しに係る博物館資料が寄託されたものであるときは、その寄託者の承諾書を添付してください。		

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

様式第5号(第7条関係) 愛媛県歴史文化博物館資料館外貸出許可書

愛媛県歴史文化博物館資料館外貸出許可書 第 号 年 月 日 様 愛媛県歴史文化博物館長 印		
館外貸出しに係る博物館資料	名 称	規 格 数 量 等
館外貸出しの期間 (うち、展示期間)	年 月 日から 年 月 日まで 日間 (年 月 日から 年 月 日まで 日間)	
展示又は保管の場所		
館外貸出しの目的		
許可の条件		

様式第6号(第7条関係) 愛媛県歴史文化博物館資料館外貸出期間延長申請書

愛媛県歴史文化博物館資料館外貸出期間延長申請書 年 月 日 愛媛県歴史文化博物館長 様 住所(団体にあつては、所在地) 申請者 氏名(団体にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊟		
許可年月日 及び番号	年 月 日 第 号	
館外貸出し の期間	当初の貸出期間	延長申請に係る貸出期間
	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
館外貸出しに係 る博物館資料	名 称	規 格 数 量 等
館外貸出し期間 延長の理由		

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

様式第7号(第7条関係) 愛媛県歴史文化博物館資料館外貸出期間延長決定書

愛媛県歴史文化博物館資料館外貸出期間延長決定書		
		第 号 年 月 日
様	愛媛県歴史文化博物館長 印	
許可年月日 及び番号	年 月 日 第 号	
館外貸出し の期間	当初の貸出期間	延長決定に係る貸出期間
	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
館外貸出しに係 る博物館資料	名 称	規 格 数 量 等

様式第8号(第8条関係) 愛媛県歴史文化博物館資料寄贈申出書

愛媛県歴史文化博物館資料寄贈申出書 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> 愛媛県歴史文化博物館長 様 住所(団体にあつては、所在地) 申出者 氏名(団体にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊤ 電話番号		
寄 贈 す る 資 料 の 名 称	規 格 数 量 等	備 考
連 絡 先	氏 名	電 話 番 号
	住 所	F A X 番 号

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 申出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

様式第9号(第8条関係) 愛媛県歴史文化博物館資料寄託申請書
(表)

愛媛県歴史文化博物館資料寄託申請書

年 月 日

愛媛県歴史文化博物館長 様

住所(団体にあつては、所在地)

申請者 氏名(団体にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊟

電話番号

寄託する資料の名称	規格数量等	備考

附帯条件 裏面記載のとおり。

連絡先	氏名	電話番号
	住所	FAX番号

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

(裏)

寄託に係る附帯条件

(□のある欄は、該当する□の中にレ印を付けてください。)

1 損害賠償の免責に関すること。

寄託期間中、災害その他不可抗力により紛失し、又は汚損した場合の損害賠償の請求はいたしません。

2 期間に関すること。

期間に制限を設けません。この場合、返還を希望する場合は、希望日の6月前までに申し出ます。

年 月 日までとします。

3 使用に関すること。

愛媛県歴史文化博物館（以下「博物館」という。）が調査研究又は啓発のための活動（複製の作成及び刊行物への掲載を除く。）に使用することに同意します。

4 複製の作成に関すること。

博物館が寄託に係る資料の複製を作成することを承認します。

博物館が寄託に係る資料の複製を作成することを承認しません。

5 刊行物への掲載に関すること。

博物館が寄託に係る資料を刊行物に掲載することを承認します。

博物館が寄託に係る資料を刊行物に掲載することを承認しません。

6 その他

7 上記に定めのないことは、博物館と協議の上決定します。

様式第10号（第8条関係） 愛媛県歴史文化博物館寄贈資料受領証

愛媛県歴史文化博物館寄贈資料受領証

第 号
年 月 日

様

愛媛県歴史文化博物館長 印

年 月 日付けで寄贈申出のあった資料については、次のとおり受領しました。

今後は、愛媛県歴史文化博物館で大切に活用させていただきます。

寄贈を受けた資料の名称	規 格 数 量 等	備 考

様式第11号（第8条関係） 愛媛県歴史文化博物館寄託資料預り証

（表）

愛媛県歴史文化博物館寄託資料預り証

第 号
年 月 日

様

愛媛県歴史文化博物館長 印

年 月 日付けで寄託申請のあった資料については、次のとおり預かりました。

なお、寄託に係る附帯条件については、裏面のとおりに承しました。

寄託を受けた資料の名称	規格数量等	備考

(裏)

寄託に係る附帯条件

(□のある欄は、該当する□の中にレ印を付けてください。)

1 損害賠償の免責に関する事。

寄託期間中、災害その他不可抗力により紛失し、又は汚損した場合の損害賠償の請求はいたしません。

2 期間に関する事。

期間に制限を設けません。この場合、返還を希望する場合は、希望日の6月前までに申し出ます。

年 月 日までとします。

3 使用に関する事。

愛媛県歴史文化博物館（以下「博物館」という。）が調査研究又は啓発のための活動（複製の作成及び刊行物への掲載を除く。）に使用することに同意します。

4 複製の作成に関する事。

博物館が寄託に係る資料の複製を作成することを承認します。

博物館が寄託に係る資料の複製を作成することを承認しません。

5 刊行物への掲載に関する事。

博物館が寄託に係る資料を刊行物に掲載することを承認します。

博物館が寄託に係る資料を刊行物に掲載することを承認しません。

6 その他

7 上記に定めのないことは、博物館と協議の上決定します。

○愛媛県規則第16号

愛媛県歴史文化博物館協議会運営規則を次のように定める。

令和2年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県歴史文化博物館協議会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、愛媛県博物館協議会設置条例(平成12年愛媛県条例第31号)第5条の規定に基づき、愛媛県歴史文化博物館協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(招集)

第3条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、愛媛県歴史文化博物館長が招集する。

2 会議の日時、開催場所及び会議に付議する事項は、あらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議)

第4条 会議は、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、愛媛県歴史文化博物館において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第17号

愛媛県美術館管理規則を次のように定める。

令和2年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県美術館管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、愛媛県美術館(以下「美術館」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 美術館は、博物館法(昭和26年法律第285号)第3条第1項に掲げる事業を行う。

(開館時間)

第3条 美術館の開館時間は、午前9時40分から午後6時までとする。

2 館長は、特別の事情があると認めるときは、前項に規定する開館時間を変更することができる。

(休館日)

第4条 美術館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 毎月の第1月曜日以外の月曜日及び当該第1月曜日の翌日(これらの日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、当該休日の直後の休日でない日)

(2) 1月1日から3日まで及び12月29日から31日まで

2 館長は、特別の事情があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

(入館の制限)

第5条 館長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者については、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

(1) 美術館の秩序を乱し、又は乱すおそれのある者

(2) 美術館が収集し、保管し、若しくは展示する美術品及び美術に関する資料(以下「美術館の美術品等」という。)又は美術館の施設、附属設備等を滅失し若しくは損傷し、又は滅失し若しくは損傷するおそれのある者

(3) その他美術館の職員の指示に従わない者

(観覧券の交付)

第6条 館長は、美術館が展示する美術品及び美術に関する資料を観覧しようとする者が観覧料を納付したときは、観覧券を交付する。

(使用の許可)

第7条 美術館の施設のうち、次の各号に掲げる施設を使用しようとする者は、それぞれ当該各号に定める期間内に愛媛県美術館使用許可申請書(様式第1号。以下「使用許可申請書」という。)を館長に提出し、その許可を受けなければならない。

- (1) 企画展示室、常設展示室、特別展示室、講堂及び県民ギャラリー 使用日の1年前から7日前まで
- (2) 研修室 使用日の6月前から2日前まで

2 館長は、前項の規定による使用の許可の申請があった場合において、使用が適当であると認めるときは、使用の許可を決定し、当該申請をした者に対し、愛媛県美術館使用許可書(様式第2号。以下「使用許可書」という。)を交付するものとする。この場合において、美術館の管理運営上又は公益上必要があると認めるときは、許可に条件を付することができる。

3 館長は、第1項に定める期間外に使用許可申請書の提出があった場合であっても、特に理由があると認めるときは、同項の使用の許可をすることができる。

(許可の基準)

第8条 館長は、美術館を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項の使用の許可をしないものとする。美術館の管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- (1) 美術館の秩序を乱すおそれがあるとき。
- (2) 美術館の美術品等又は美術館の施設、附属設備等を滅失し、又は損傷するおそれがあるとき。

(使用の許可の変更)

第9条 第7条第1項の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用日時、入場料徴収の有無その他知事が定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ愛媛県美術館使用変更許可申請書(様式第3号)に使用許可書を添えて館長に提出し、その許可を受けなければならない。

(使用の許可の取消し等)

第10条 館長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。美術館の管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- (1) この規則に違反し、又は美術館の職員の指示に従わないとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (3) 風俗を乱すおそれがあるとき。
- (4) 使用の許可の条件に違反したとき。

(使用料の額)

第11条 愛媛県美術館使用料条例(平成10年愛媛県条例第26号。以下「条例」という。)第2条第1項に規定する知事が定める使用料の額は、別表に掲げるとおりとする。

(観覧料の減免)

第12条 知事は、条例第4条の規定に基づき、次に掲げる者に対しては、観覧料を免除する。

- (1) 教育課程に基づく学習活動として、展示室を観覧する県内の高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部の生徒及びその引率者並びに展示室を観覧する県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒の引率者
 - (2) 身体に障害を有する者で、本人又はその保護者が身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けているもの及びその介護者
 - (3) 療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けている者及びその介護者
 - (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者
 - (5) 65歳以上の者
- 2 知事は、前項に定めるもののほか、必要と認めるときは、条例第4条の規定に基づき、観覧料を免除し、又はその一部を減額することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、特別の企画による展示に係る観覧料の減免については、知事がその都度定める。
- 4 第1項第1号の規定により観覧料の免除を受けようとするときは、あらかじめ、学校長が愛媛県美術館観覧料免除申請書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。
- 5 第1項第2号から第5号までの規定により観覧料の免除を受けようとする者は、これらの規定に該当することを証する書類を提示しなければならない。

(特別利用料の減免)

第13条 知事は、条例第4条の規定に基づき、次に掲げる者に対しては、特別利用(条例第5条第2号に規定する特別利用をいう。以下同じ。)に係る使用料(以下「特別利用料」という。)を免除する。

- (1) 美術に関する教育、学術上の調査研究又は啓発のために特別利用をする者で、知事が必要と認めるもの
- (2) 美術館の広報に関し効果があると認められる用途に供することを目的として特別利用をする者

2 知事は、前項に定めるもののほか、必要と認めるときは、条例第4条の規定に基づき、特別利用料を免除し、又はその一部を減額することができる。

(使用料の還付)

第14条 条例第5条第2号に規定する知事が定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 企画展示室、常設展示室、特別展示室、講堂及び県民ギャラリー 使用日の30日前の日
- (2) 研修室 使用日の7日前の日
- (3) 美術館の美術品等 特別利用日の前日

第15条 条例第5条ただし書の規定により、知事は、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該各号に定める額を還付する。

- (1) 条例第5条第1号に該当する場合 使用料の全額
- (2) 条例第5条第2号に該当する場合 使用料の50パーセントに相当する額

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、愛媛県美術館使用料還付申請書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(美術館の美術品等の特別利用)

第16条 美術館の美術品等の特別利用をしようとする者は、愛媛県美術館美術品等特別利用許可申請書(様式第6号)を館長に提出し、その許可を受けなければならない。この場合において、当該美術館の美術品等が寄託されたものであるときは、同申請書に、当該美術館の美術品等の寄託者の承諾書を添付しなければならない。

2 館長は、前項の規定による特別利用の許可の申請があった場合において、特別利用が適当であると認めるときは、特別利用の許可を決定し、当該申請をした者に対し、愛媛県美術館美術品等特別利用許可書(様式第7号)を交付しなければならない。この場合において、美術館の美術品等の管理上必要があると認めるときは、許可に条件を付することができる。

(美術館の美術品等の館外貸出し)

第17条 館長は、美術館の業務に支障がない場合であって、美術に関する学術上の調査研究又は啓発のために特に必要と認められ、かつ、美術館の美術品等の取扱い上の安全が確認できるときは、美術館の美術品等の館外貸出しを行うことができる。

2 前項の規定により美術館の美術品等の館外貸出しを受けようとする者は、愛媛県美術館美術品等館外貸出許可申請書(様式第8号)を館長に提出し、その許可を受けなければならない。この場合において、当該美術館の美術品等が寄託されたものであるときは、同申請書に、当該美術館の美術品等の寄託者の承諾書を添付しなければならない。

3 館長は、前項の規定による館外貸出しの許可の申請があった場合において、館外貸出しが適当であると認めるときは、館外貸出しの許可を決定し、当該申請をした者に対し、愛媛県美術館美術品等館外貸出許可書(様式第9号)を交付しなければならない。この場合において、美術館の美術品等の管理上必要があると認めるときは、許可に条件を付することができる。

4 美術館の美術品等の館外貸出期間は、50日以内とする。ただし、館長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

5 館長は、館外貸出期間中であっても、館外貸出しを許可した美術館の美術品等の返還を求めることができる。

(美術品等の寄贈又は寄託)

第18条 美術館は、美術品及び美術に関する資料(以下この条において「美術品等」という。)の寄贈又は寄託を受けることができる。

2 美術館に美術品等を寄贈しようとする者は愛媛県美術館美術品等寄贈申出書(様式第10号)を、美術品等を寄託しようとする者は愛媛県美術館美術品等寄託申請書(様式第11号)を館長に提出しなければならない。

3 館長は、前項の規定による寄贈の申出又は寄託の申請があった場合において、当該寄贈の申出又は寄託の申請に係る美術品等の受入れが適当であると認め、当該美術品等の寄贈又は寄託を受けたときは、寄贈者又は寄託者に対し、愛媛県美術館寄贈美術品等受領証(様式第12号)又は愛媛県美術館寄託美術品等預り証(様式第13号)を交付しなければならない。

4 寄託を受ける美術品等の取扱いについては、館長が寄託しようとする者と協議して定める。

5 美術館は、寄託を受けた美術品等の不可抗力による損害に対しては、その責めを負わないものとする。

(損害賠償等)

第19条 自己の責めに帰すべき理由により、美術館の美術品等又は美術館の施設、附属設備等を滅失し、又は損傷した者は、原状回復をし、又はそれによって生じた損害を賠償しなければならない。

(補則)

第20条 この規則に定めるもののほか、美術館の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第11条関係)

1 常設展観覧料

区 分	一 般	団 体 (20人以上)
1 高等学校及び中等教育学校の後期課程の生徒、大学の学生その他これらに類する者	200円	160円

2 15歳以上の者（中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒並びに1の項に該当する者を除く。）	310円	250円
---	------	------

2 施設使用料

区 分		使用料	
企画展示室 1	入場料が無料の場合	15,040円	
	入場料が有料の場合	24,060円	
企画展示室 2	入場料が無料の場合	15,040円	
	入場料が有料の場合	24,060円	
常設展示室 1	入場料が無料の場合	13,610円	
	入場料が有料の場合	21,770円	
常設展示室 2	入場料が無料の場合	18,410円	
	入場料が有料の場合	29,450円	
常設展示室 3	入場料が無料の場合	12,030円	
	入場料が有料の場合	19,240円	
特別展示室 1	入場料が無料の場合	5,070円	
	入場料が有料の場合	8,110円	
特別展示室 2	入場料が無料の場合	3,570円	
	入場料が有料の場合	5,710円	
特別展示室 3	入場料が無料の場合	5,930円	
	入場料が有料の場合	9,480円	
講 堂	入場料が無料の場合	午前9時40分から正午まで	1,840円
		午後1時から午後6時まで	3,060円
		全日（午前9時40分から午後6時まで）	4,900円
	入場料が有料の場合	午前9時40分から正午まで	2,940円
		午後1時から午後6時まで	4,890円
		全日（午前9時40分から午後6時まで）	7,830円
研 修 室	午前9時40分から正午まで		2,030円
	午後1時から午後6時まで		2,650円
	全日（午前9時40分から午後6時まで）		4,680円
県民ギャラリー 1		15,110円	
県民ギャラリー 2		11,870円	
県民ギャラリー 3		3,230円	
県民ギャラリー 4		4,310円	
県民ギャラリー 5		4,310円	
県民ギャラリー 6		2,150円	
県民ギャラリー 7		2,150円	
県民ギャラリー 8		6,470円	
県民ギャラリー 9		2,800円	
県民ギャラリー 10		2,900円	
県民ギャラリー 11		2,900円	
県民ギャラリー 12		3,230円	

注 県民ギャラリーを全て使用する場合は、この表の規定にかかわらず、54,480円とする。

3 特別利用料

区 分	単 位	金 額
閲覧	1点1日につき	520円
模写・模造	1点1日につき	5,230円
撮影・複写	1点1回につき	5,230円
原版使用	1点1回につき	5,230円

注1 文書は、1葉を1点とする。

2 びょうぶは、1隻を1点とする。

3 1そろいをなす卷子は、1巻を1点とする。

4 掛軸は、1幅を1点とする。

5 小型の物で1組又は1箱となっているものは、1組又は1箱を1点とする。

6 多数の物で1そろい又は1具となっているものは、数量に応じて数点に分けるものとする。

7 その他の資料は、各個を1点とする。

様式第1号(第7条関係) 愛媛県美術館使用許可申請書

愛媛県美術館使用許可申請書

年 月 日

愛媛県美術館長 様

住所(団体にあつては、所在地)
 申請者 氏名(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号

使 用 施 設		使 用 日 時	
使用目的	行事等の名称		
	行事等の内容		
	入 場 料	<input type="checkbox"/> 徴収しない <input type="checkbox"/> 徴収する (該当する□の中に \surd 印を付けてください。)	
使用責任者	氏 名	電 話 番 号	
	住 所	F A X 番 号	
(備 考)			
注意 使用施設は、次のとおりです。 企画展示室(1及び2)、常設展示室(1から3まで)、 特別展示室(1から3まで)、講堂、研修室、県民ギャラリー(1から12まで)			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第2号(第7条、第9条、様式第3号関係) 愛媛県美術館使用許可書

(表)

愛媛県美術館使用許可書 第 年 月 日 号 様 愛媛県美術館長 印	
使 用 施 設	使 用 日 時
行事等の名称	
許可の条件	
使用上の注意	裏面記載のとおり。
(備 考)	

(裏)

使用上の注意事項

- 1 許可の条件を遵守すること。
- 2 愛媛県美術館（以下「美術館」という。）が収集し、保管し、若しくは展示する美術品及び美術に関する資料又は美術館の施設、附属設備等を滅失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を美術館の職員に届け出るとともに、原状回復をし、又はそれによって生じた損害を賠償すること。
- 3 天災その他美術館を使用する者の責めに帰することができない理由により使用が不能となった場合又は美術館を使用する者が次表の左欄に掲げる施設の区分に応じ同表の右欄に掲げる日までに使用の取消しを申し出て、知事がやむを得ないと認めた場合のほかは、納付した使用料を還付しない。

施 設 の 区 分	取消しの申出日
企画展示室、常設展示室、特別展示室、講堂及び県民ギャラリー	使用日の30日前の日
研修室	使用日の7日前の日

- 4 使用時間を厳守すること。
- 5 美術館の施設、附属設備等の使用を終えたときは、直ちに当該施設、附属設備等を原状に回復するとともに、その旨を美術館の職員に届け出ること。
- 6 美術館の職員の指示に従うこと。
- 7 その他美術館の使用に関する諸規程を遵守すること。

様式第3号（第9条関係） 愛媛県美術館使用変更許可申請書

愛媛県美術館使用変更許可申請書

年 月 日

愛媛県美術館長 様

住所（団体にあつては、所在地）

申請者

氏名（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
(備 考)			
注意 愛媛県美術館使用許可書（様式第2号）を添付してください。			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第4号(第12条関係) 愛媛県美術館観覧料免除申請書

愛媛県美術館観覧料免除申請書 年 月 日 愛媛県知事 様 申請者 学校の所在地 学校名及び学校長の氏名 電話番号	
行事等の名称	
観覧の日時	年 月 日 時 分 から 時 分まで
申請の理由	教育課程に基づく学習活動として展示室を観覧する。 (具体的内容)
免除対象者の 人数等	人数 生徒 人 (学年) 引率者 人 計 人
実施責任者	氏 名 電話番号
	住 所 FAX番号

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第5号(第15条関係) 愛媛県美術館使用料還付申請書

愛媛県美術館使用料還付申請書 年 月 日 愛媛県知事 様 住所(団体にあつては、所在地) 申請者 氏名(団体にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊤				
許可年月日 及び番号	年 月 日 第 号			
使用許可又は特別利用 許可の内容	使用施設又は特別利用 に係る美術品等	使用又は特別利用の日時		
申請の理由				
使用料	納付年月日	年 月 日	領収書番号	第 号
	既納額	円		
還付請求金額	円			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第6号(第16条関係) 愛媛県美術館美術品等特別利用許可申請書

愛媛県美術館美術品等特別利用許可申請書

年 月 日

愛媛県美術館長 様

住所(団体にあつては、所在地)

申請者 氏名(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

	名 称	規 格 数 量 等	利 用 の 方 法
特別利用に係る美術館の美術品等及び特別利用の方法			
特別利用の日時			
特別利用の目的			
利 用 責 任 者	氏 名	電 話 番 号	
	住 所	F A X 番 号	

注意

- 1 特別利用の方法は、次のとおりです。
 閲覧、撮影、複写、模写、模造等又はこれらにより得たものの展示若しくは刊行物への掲載
- 2 特別利用に係る美術館の美術品等が寄託されたものであるときは、その寄託者の承諾書を添付してください。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第7号(第16条関係) 愛媛県美術館美術品等特別利用許可書
(表)

愛媛県美術館美術品等特別利用許可書			
様		第 年 月 日 号	
愛媛県美術館長 印			
特別利用に係る美術館の美術品等及び特別利用の方法	名 称	規 格 数 量 等	利 用 の 方 法
特別利用の日時			
特別利用の目的			
許可の条件			
特別利用上の注意	裏面記載のとおり。		

(裏)

特別利用上の注意事項

- 1 許可の条件を遵守すること。
- 2 愛媛県美術館（以下「美術館」という。）が収集し、保管し、若しくは展示する美術品及び美術に関する資料（以下「美術品等」という。）又は美術館の施設、附属設備等を滅失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を美術館の職員に届け出るとともに、原状回復をし、又はそれによって生じた損害を賠償すること。
- 3 天災その他美術品等の特別利用をする者の責めに帰することができない理由により特別利用が不能となった場合又は美術品等の特別利用をする者が利用日の前日までに特別利用の取消しを申し出て、知事がやむを得ないと認めた場合のほかは、納付した特別利用料を還付しない。
- 4 美術館の職員の指示に従うこと。
- 5 その他美術館の使用に関する諸規程を遵守すること。

様式第8号(第17条関係) 愛媛県美術館美術品等館外貸出許可申請書

愛媛県美術館美術品等館外貸出許可申請書

年 月 日

愛媛県美術館長 様

住所(団体にあつては、所在地)

申請者 氏名(団体にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊟

電話番号

館外貸出しに係る美術館の美術品等	名 称	規 格 数 量 等
館外貸出しの期間 (うち、展示期間)	年 月 日から 年 月 日まで 日間 (年 月 日から 年 月 日まで 日間)	
展示又は保管の場所		
館外貸出しの目的		
実施責任者	氏 名	電 話 番 号
	住 所	F A X 番 号
注意 館外貸出しに係る美術館の美術品等が寄託されたものであるときは、その寄託者の承諾書を添付してください。		

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

様式第9号(第17条関係) 愛媛県美術館美術品等館外貸出許可書

愛媛県美術館美術品等館外貸出許可書

第 号
年 月 日

様

愛媛県美術館長 印

	名 称	規 格 数 量 等
館外貸出しに係る美術館の美術品等		
館外貸出しの期間 (うち、展示期間)	年 月 日から 年 月 日まで 日間 (年 月 日から 年 月 日まで 日間)	
展示又は保管の場所		
館外貸出しの目的		
許可の条件		

様式第10号（第18条関係） 愛媛県美術館美術品等寄贈申出書

愛媛県美術館美術品等寄贈申出書

年 月 日

愛媛県美術館長 様

住所（団体にあつては、所在地）

申出者 氏名（団体にあつては、名称及び代表者の氏名） ㊦

電話番号

寄贈する美術品等の名称	規 格 数 量 等	備 考
連 絡 先	氏 名	電 話 番 号
	住 所	F A X 番 号

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 申出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

様式第11号（第18条関係） 愛媛県美術館美術品等寄託申請書

（表）

愛媛県美術館美術品等寄託申請書 年 月 日 愛媛県美術館長 様 住所（団体にあつては、所在地） 申請者 氏名（団体にあつては、名称及び代表者の氏名） ㊤ 電話番号		
寄託する美術品等の名称	規 格 数 量 等	備 考
附帯条件 裏面記載のとおり。		
連 絡 先	氏 名	電 話 番 号
	住 所	F A X 番 号

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

(裏)

寄託に係る附帯条件

(□のある欄は、該当する□の中に☑印を付けてください。)

1 損害賠償の免責に関すること。

寄託期間中、災害その他不可抗力により紛失し、又は汚損した場合の損害賠償の請求はいたしません。

2 期間に関すること。

期間に制限を設けません。この場合、返還を希望する場合は、希望日の6月前までに申し出ます。

年 月 日までとします。

3 使用に関すること。

愛媛県美術館（以下「美術館」という。）が展示、調査研究又は啓発のための活動（複製の作成及び刊行物への掲載を除く。）に使用することに同意します。

4 複製の作成に関すること。

美術館が寄託に係る美術品等の複製を作成することを承認します。

美術館が寄託に係る美術品等の複製を作成することを承認しません。

5 刊行物への掲載に関すること。

美術館が寄託に係る美術品等を刊行物に掲載することを承認します。

美術館が寄託に係る美術品等を刊行物に掲載することを承認しません。

6 その他

7 上記に定めのないことは、美術館と協議の上決定します。

様式第12号（第18条関係） 愛媛県美術館寄贈美術品等受領証

愛媛県美術館寄贈美術品等受領証

第 号
年 月 日

様

愛媛県美術館長 印

年 月 日付けで寄贈申出のあった美術品等については、次のとおり受領しました。

今後は、愛媛県美術館で大切に活用させていただきます。

寄贈を受けた美術品等の名称	規 格 数 量 等	備 考

様式第13号（第18条関係） 愛媛県美術館寄託美術品等預り証

（表）

愛媛県美術館寄託美術品等預り証

第 号
年 月 日

様

愛媛県美術館長 印

年 月 日付けで寄託申請のあった美術品等については、次のとおり預かりました。

なお、寄託に係る附帯条件については、裏面のとおりに承しました。

寄託を受けた美術品等の名称	規 格 数 量 等	備 考

(裏)

寄託に係る附帯条件

(□のある欄は、該当する□の中に☑印を付けてください。)

1 損害賠償の免責に関すること。

寄託期間中、災害その他不可抗力により紛失し、又は汚損した場合の損害賠償の請求はいたしません。

2 期間に関すること。

期間に制限を設けません。この場合、返還を希望する場合は、希望日の6月前までに申し出ます。

年 月 日までとします。

3 使用に関すること。

愛媛県美術館（以下「美術館」という。）が展示、調査研究又は啓発のための活動（複製の作成及び刊行物への掲載を除く。）に使用することに同意します。

4 複製の作成に関すること。

美術館が寄託に係る美術品等の複製を作成することを承認します。

美術館が寄託に係る美術品等の複製を作成することを承認しません。

5 刊行物への掲載に関すること。

美術館が寄託に係る美術品等を刊行物に掲載することを承認します。

美術館が寄託に係る美術品等を刊行物に掲載することを承認しません。

6 その他

7 上記に定めのないことは、美術館と協議の上決定します。

○愛媛県規則第18号

愛媛県美術館協議会運営規則を次のように定める。

令和2年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県美術館協議会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、愛媛県博物館協議会設置条例(平成12年愛媛県条例第31号)第5条の規定に基づき、愛媛県美術館協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(招集)

第3条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、愛媛県美術館長が招集する。

2 会議の日時、開催場所及び会議に付議する事項は、あらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議)

第4条 会議は、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、愛媛県美術館において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第19号

ボランティア活動を促進するための公の施設の使用料等減免規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

ボランティア活動を促進するための公の施設の使用料等減免規則の一部を改正する規則

ボランティア活動を促進するための公の施設の使用料等減免規則(平成15年愛媛県規則第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前										
<p>別表(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>1 愛媛県生涯学習センター</td></tr> <tr><td>2 愛媛県総合科学博物館</td></tr> <tr><td>3 愛媛県歴史文化博物館</td></tr> <tr><td>4 愛媛県美術館</td></tr> <tr><td>5 省略</td></tr> <tr><td>6 省略</td></tr> <tr><td>7 省略</td></tr> </table>	1 愛媛県生涯学習センター	2 愛媛県総合科学博物館	3 愛媛県歴史文化博物館	4 愛媛県美術館	5 省略	6 省略	7 省略	<p>別表(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>1 省略</td></tr> <tr><td>2 省略</td></tr> <tr><td>3 省略</td></tr> </table>	1 省略	2 省略	3 省略
1 愛媛県生涯学習センター											
2 愛媛県総合科学博物館											
3 愛媛県歴史文化博物館											
4 愛媛県美術館											
5 省略											
6 省略											
7 省略											
1 省略											
2 省略											
3 省略											

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第20号

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成12年愛媛県規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（<u>条例第2条第2号ただし書の規則で定める行為</u>）</p> <p>第2条 <u>条例第2条第2号ただし書の規則で定める行為は、次に掲げる施設等において行う土砂等による土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積をする行為とする。</u></p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第4条 省略</p> <p>（<u>条例第7条の2第1項本文の規定による水質検査</u>）</p> <p>第4条の2 <u>条例第7条の2第1項本文の規則で定める日は、条例第7条第2項又は第3項の規定による命令に係る措置が完了した日とする。</u></p> <p><u>2 条例第7条の2第1項本文の規定による水質検査は、前項に規定する日から6月ごとに行わなければならない。</u></p> <p><u>3 条例第7条の2第1項本文の規定による水質検査のための試料の採取は、知事が指定する期日において、知事が指定する職員の立会いの下に行わなければならない。</u></p> <p><u>4 条例第7条の2第1項本文の規定による水質検査は、条例第7条第2項又は第3項の規定による命令に係る土砂等の埋立て等に供し、又は供された土地の区域内の浸透水を採取し、別表第2の項目の欄に掲げる項目ごとに、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により行わなければならない。</u></p> <p>（<u>条例第7条の2第1項ただし書の規定による土壌検査</u>）</p> <p>第4条の3 <u>前条第2項の規定は条例第7条の2第1項ただし書の規定による土壌検査について、前条第3項の規定は条例第7条の2第1項ただし書の規定による土壌検査のための試料の採取について、それぞれ準用する。</u></p> <p><u>2 条例第7条の2第1項ただし書の規定による土壌検査は、別表第1の項目の欄に掲げる項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において試料を採取し、当該項目ごとに、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により行わなければならない。</u></p> <p><u>3 条例第7条の2第1項ただし書の規定による土壌検査は、条例第7条第2項又は第3項の規定による命令に係る土砂等の埋立て等に供し、又は供された土地の面積が1ヘクタールを超える場合にあっては、当該土地を1ヘクタール以内の区域に等分し、当該等分された区域ごとに行わなければならない。</u></p> <p>（<u>条例第7条の2第2項の規定による検査の報告</u>）</p> <p>第4条の4 <u>条例第7条の2第2項の規定による報告は、第4条の2第1項に規定する日から6月ごとに当該6月を経過した日から3週間以内に、水質・土壌検査報告書（様式第1号）を提出して行わなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>水質検査又は土壌検査の試料とした浸透水又は土砂等を採取した地点の位置図</u></p> <p>(2) <u>水質検査又は土壌検査のために採取した試料ごとの検査試料</u></p>	<p>（<u>条例第2条第1号ただし書の規則で定める行為</u>）</p> <p>第2条 <u>条例第2条第1号ただし書の規則で定める行為は、次に掲げる施設等において行う土砂等による土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積をする行為とする。</u></p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第4条 省略</p>

採取調書（様式第1号の2）

- (3) 水質検査又は土壌検査の結果を証明する書面（計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士（以下「環境計量士」という。）が発行したものに限る。）

第6条 省略

（周辺住民への特定事業の周知）

第6条の2 条例第9条又は条例第14条第1項の許可を受けようとする者（以下「申請予定者」という。）は、条例第9条の2第1項（条例第14条第4項において準用する場合を含む。）の規定による説明会の開催に当たって、あらかじめ、周辺住民に対し、説明会の開催の日時及び場所を適切な方法により周知するものとする。

2 条例第9条の2第2項（条例第14条第4項において準用する場合を含む。）のその責めに帰することができない事由であって規則で定めるものは、申請予定者以外の者により説明会の公正かつ円滑な実施が著しく阻害され、説明会の目的を達成することができないことが明らかであることとする。

（許可の申請）

第7条 条例第10条第1項の申請書は、特定事業許可申請書（様式第2号）によるものとする。

2 条例第10条第1項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請者の住民票の写し（法人にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書）
- (2) 省略
- (3) 特定事業場の計画平面図及び計画断面図（測量に基づいて作成され、かつ、特定事業の施工前の現況が確認できるものに限る。）
- (4) 省略
- (5) 特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図並びに当該採取した試料ごとの検査試料採取調書_____及び当該検査の結果を証明する書面（環境計量士_____が発行したものに限る。）

(6)～(10) 省略

(11) 条例第9条の2の規定により実施した周辺住民への特定事業の周知の実績に係る書面（様式第2号の2）及び当該周知に用いた資料

(12) 申請者（申請者が法人の場合にあっては、その役員（条例第12条第1項第6号エに規定する役員をいう。以下同じ。）を含む。）が同号アからチまでに該当する者でない旨の誓約書（様式第2号の3）

(13) 申請者が未成年者（条例第12条第1項第6号セに規定する未成年者をいう。以下同じ。）である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し）

(14) 申請者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し

(15) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これら

第6条 省略

（許可の申請）

第7条 条例第10条第1項の申請書は、特定事業許可申請書（様式第1号）によるものとする。

2 条例第10条第1項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請者の住民票の写し（法人にあっては、_____登記事項証明書）
- (2) 省略
- (3) 特定事業場の計画平面図及び計画断面図（_____特定事業の施工前の現況が確認できるものに限る。）
- (4) 省略
- (5) 特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図並びに当該採取した試料ごとの検査試料採取調書（様式第2号）及び当該検査の結果を証明する書面（計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士（以下「環境計量士」という。）が発行したものに限る。）

(6)～(10) 省略

の者の住民票の写し（これらの者が法人である場合にあっては、登記事項証明書）

(16) 申請者に第9条に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し

(17) 法定代理人・役員・使用人等一覧表（様式第2号の4）

(18) 省略

3 条例第10条第2項の申請書は、特定事業（一時堆積事業）許可申請書（様式第3号）によるものとする。

4 条例第10条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 第2項第1号、第2号、第4号及び第10号から第17号までに掲げる書類

(2)・(3) 省略

(4) 特定事業場の土砂等の堆積が最大となった場合の計画平面図及び計画断面図（測量に基づいて作成され、かつ、特定事業の施工前の現況が確認できるものに限る。）

(5) 省略

5 省略

（条例第12条第1項第6号キ、ソ及びタの規則で定める使用人）

第9条 条例第12条第1項第6号キ、ソ及びタ（これらの規定を条例第14条第4項において準用する場合を含む。）の規則で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

(1)・(2) 省略

（変更の許可の申請等）

第11条 条例第14条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。

(1) 特定事業区域又は特定事業場の面積に係る変更であって、当該変更によって、条例第10条の申請書に記載された当該面積（当該面積について条例第14条第1項の規定による変更の許可を受けたときは、その変更後のもの）から10パーセント以上増加するもの

(2) 特定事業に使用される土砂等の量に係る変更であって、当該変更によって、条例第10条第1項の申請書に記載された当該土砂等の量（当該土砂等の量について条例第14条第1項の規定による変更の許可を受けたときは、その変更後のもの）から10パーセント以上増加するもの

(3) 特定事業が完了した場合の特定事業場の構造に係る変更であって、次のいずれかに該当するもの（当該変更について、条例第14条第4項において準用する条例第12条第3項の規定が適用されるものを除く。）

ア 擁壁又は別表第3の5の項に規定するのり面の崩壊を防止するための排水溝の施設を変更するもの

イ 別表第3の1の項、2の項又は6の項から8の項までのいずれかに規定する措置を変更するもの

ウ 当該変更により、のり面の勾配について、垂直距離に対する水平距離が減少するもの

2 省略

3 条例第14条第2項の規則で定める書類は、第7条第2項第2号から第11号まで及び第18号並びに同条第4項各号（同項第1号にあっては、同条第2項第2号、第4号、第10号及び第11号に係るものに限る。）に掲げる書類のうち変更に係る書類とする。

4 条例第14条第3項の規定による規則で定める事項は、条例第9

(11) 省略

3 条例第10条第2項の申請書は、特定事業（一時たい積事業）許可申請書（様式第3号）によるものとする。

4 条例第10条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 第2項第1号、第2号、第4号及び第10号 _____ に掲げる書類

(2)・(3) 省略

(4) 特定事業場の土砂等のたい積が最大となった場合の計画平面図及び計画断面図（ _____ 特定事業の施工前の現況が確認できるものに限る。）

(5) 省略

5 省略

（条例第12条第1項第6号イ及びウ _____ の規則で定める使用人）

第9条 条例第12条第1項第6号イ及びウ（ _____ 条例第14条第4項において準用する場合を含む。）の規則で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

(1)・(2) 省略

（変更の許可の申請等）

第11条 条例第14条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の _____ 変更とする。

(1) 条例第9条の許可を受けた者の氏名又は住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）

(2) 特定事業の施工を管理する事務所の所在地

(3) 特定事業の施工を管理する者

(4) 特定事業に使用される土砂等の量（土砂等のたい積の構造の変更を伴わないものに限る。）

(5) 特定事業の施工期間

(6) 特定事業に使用する土砂等の採取場所又は搬入計画

2 省略

3 条例第14条第2項の規則で定める書類は、第7条第2項各号及び第4項各号

_____ に掲げる書類のうち変更に係る書類とする。

条の許可を受けた者に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第12条第1項第6号セに規定する法定代理人
- (2) 役員
- (3) 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者
- (4) 第9条に規定する使用人

5 条例第14条第3項の規定による届出は、同項の
変更があった日から15日（次項の規定により法人の登記事項
証明書を添付すべき場合にあっては、30日）以内に、特定事業変
更届（様式第5号）を提出して行わなければならない。

6 前項の届出書には、第7条第2項各号（同項第11号に係るもの
を除く。）及び第4項各号（同項第1号にあっては、同条第2項
第11号に係るものを除く。）に掲げる書類のうち届出に係る書類
を添付しなければならない。
（土砂等の搬入の届出）

第12条 条例第15条第1項の規定による届出は、土砂等の量が
5,000立方メートルまでごとに、特定事業区域への土砂等の搬入
を開始する日の3日前までに、土砂等搬入届（様式第6号）を提
出して行わなければならない。ただし、搬入しようとする土砂等
が県外土砂等である場合であって、特定事業区域へ当該県外土砂
等を搬入するまでの間に、県内において当該県外土砂等の一時堆
積を行うときは、当該一時堆積を行う場所への当該県外土砂等の
搬入を開始する日の3日前までに、土砂等搬入届を提出して行わ
なければならない。

2 条例第15条第1項の当該土砂等が当該採取場所から採取された
土砂等であることを証する書面で規則で定めるものは、当該採取
場所の責任者が発行した土砂等採取場所証明書（様式第7号）と
する。ただし、当該土砂等が県外土砂等である場合は、土砂等採
取場所証明書に、当該県外土砂等を採取した地点の位置図及び採
取時の様子を撮影したカラーの写真並びに当該県外土砂等の色
相、粒形等の性状を鮮明に判別することができるカラーの写真を
添付しなければならない。

3 条例第15条第1項の当該土砂等が土砂基準に適合していること
を証する書面で規則で定めるものは、搬入しようとする土砂等の
汚染状況についての検査のために採取した試料ごとの検査試料採
取調査及び当該検査の結果を証明する書面（環境計量士が発行し
たものに限る。）とする。

4 条例第15条第1項第2号の当該採取場から採取された土砂等
であることを証する書面で規則で定めるものは、当該土砂等に係る
売渡証明書その他の当該土砂等を譲渡したことを証する書面とす
る。

5 条例第15条第2項の規定による届出は、非常災害のために必要
な応急措置として土砂等を撤去した区域ごと及び土砂等の量が
5,000立方メートルまでごとに、土砂等搬入届を提出して行わな
なければならない。

6 条例第15条第3項の規定による届出は、同条第1項の規定によ
り届け出た事項の変更の場合にあっては特定事業区域への土砂等
の搬入の開始（特定事業区域へ県外土砂等を搬入するまでの間
に、県内において当該県外土砂等の一時堆積を行う場合にあって
は、一時堆積を行う場所への当該県外土砂等の搬入の開始）まで
に、同条第2項の規定により届け出た事項の変更の場合にあって
は当該変更後遅滞なく、それぞれ土砂等搬入変更届（様式第7号

4 条例第14条第3項の規定による届出は、第1項各号に掲げる事
項に変更があった日から15日
以内に、特定事業変
更届（様式第5号）を提出して行わなければならない。

5 前項の届出書には、第1項第1号に掲げる事項の変更の場合に
あっては条例第9条の許可を受けた者の住民票の写し（法人にあ
っては、登記事項証明書）を、同項第4号に掲げる事項の変更の
場合にあっては特定事業に使用される土砂等の量を積算した計算
書を添付しなければならない。
（土砂等の搬入の届出）

第12条 条例第15条
の規定による届出は、土砂等の量が
5,000立方メートルまでごとに
、土砂等搬入届（様式第6号）を提
出して行わなければならない。

2 条例第15条
の当該土砂等が当該採取場所から採取された
土砂等であることを証する書面で規則で定めるものは、当該採取
場所の責任者が発行した土砂等採取場所証明書（様式第7号）と
する。

3 条例第15条
の当該土砂等が土砂基準に適合していること
を証する書面で規則で定めるものは、搬入しようとする土砂等の
汚染状況についての検査のために採取した試料ごとの検査試料採
取調査及び当該検査の結果を証明する書面（環境計量士が発行し
たものに限る。）とする。

4 条例第15条第2号
の当該採取場から採取された土砂等
であることを証する書面で規則で定めるものは、当該土砂等に係る
売渡証明書その他の当該土砂等を譲渡したことを証する書面とす
る。

の2)を提出して行わなければならない。

7 前項の届出には、条例第15条第1項又は第2項の規定により届け出た事項の変更に係る次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、同条第1項各号のいずれかに該当する場合にあっては、第2号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 土砂等採取場所証明書
- (2) 検査試料採取調書及び当該検査の結果を証明する書面（環境計量士が発行したものに限る。）

（土砂等管理台帳）

第12条の2 条例第15条の3の土砂等管理台帳は、様式第7号の3によるものとする。

2 土砂等管理台帳に条例第15条の3第5号に掲げる事項を記載するときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 県外土砂等の排出、運搬及び保管に係る当該県外土砂等の量を証する書類
- (2) 県外土砂等を採取場所から特定事業区域へ搬出する際に撮影した当該県外土砂等の色相、粒形等の性状を鮮明に判別することができるカラーの写真

3 条例第15条の3第6号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 許可年月日及びその番号
- (2) 特定事業場の所在地
- (3) 特定事業の施工期間
- (4) 特定事業区域の面積
- (5) 特定事業に使用される土砂等の量（特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、当該特定事業に使用された土砂等の堆積が最大となったときの土砂等の量）
- (6) 特定事業の施工を管理する者の氏名
- (7) 土砂等の採取場所を管理する事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (8) 土砂等搬入届及び土砂等搬入変更届の提出年月日
- (9) 土砂等の採取場所からの搬入予定量
- (10) 展開検査等を行った者の氏名

（土砂等の量の報告）

第13条 条例第16条の規定による報告は、特定事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日（特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、特定事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日）から3週間以内（特定事業の全部若しくは一部を完了し、又は特定事業を廃止し、若しくは休止したときは、条例第20条第1項又は第21条第2項の規定による届出の時）に、特定事業状況報告書（様式第8号）を提出して行わなければならない。

（条例第17条第1項から第3項までの規定による水質検査）

第14条 条例第17条第1項の規定による水質検査は、特定事業を開始した日から6月ごとに行わなければならない。ただし、特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、特定事業を開始した日から3月ごとに行わなければならない。

2 第4条の2第3項の規定は、条例第17条第2項及び第3項の規定による水質検査について準用する。

3 第4条の2第4項の規定は、条例第17条第1項から第3項までの規定による水質検査について準用する。この場合において、第

（土砂等の量の報告）

第13条 条例第16条の規定による報告は、特定事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日（特定事業が一時たい積事業である場合にあっては、特定事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日）から3週間以内（特定事業_____を完了し、_____廃止し、又は_____休止したときは、条例第20条第1項又は第21条第2項の規定による届出の時）に、特定事業状況報告書（様式第8号）を提出して行わなければならない。

（水質検査）

第14条 条例第17条第1項の規定による水質検査は、特定事業を開始した日から6月ごとに行わなければならない。ただし、特定事業が一時たい積事業である場合にあっては、特定事業を開始した日から3月ごとに行わなければならない。

2 条例第17条第2項の規定による水質検査のための試料の採取は、知事が指定する期日において、知事が指定する職員の立会いの下に行わなければならない。

3 前2項の水質検査は、特定事業区域内の浸透水を採取し、別表第2の項目の欄に掲げる項目ごとに、それぞれ同表の測定方法の

4条の2第4項中「条例第7条第2項又は第3項の規定による命令に係る土砂等の埋立て等に供し、又は供された土地の」とあるのは「特定事業」と読み替えるものとする。

4 条例第17条第3項の規定による水質検査は、次の表の左欄に掲げる者に応じ、同表の中欄に掲げる日から、同表の右欄に掲げる時期により行わなければならない。

対象者	起算日	時期
条例第9条の許可を受けた特定事業の全部を完了し、又は廃止した者	知事が当該特定事業に係る条例第20条第2項又は第21条第4項の規定による通知をした日	6月ごと
条例第23条第1項の規定により条例第9条の許可を取り消された者	知事が別に指定する日	1月以内及び6月ごと

(条例第17条第1項から第3項までの規定による土壌検査)

第15条 第4条の2第2項の規定は条例第17条第1項ただし書の規定による土壌検査について、第4条の2第3項の規定は条例第17条第2項及び第3項ただし書の規定による土壌検査のための試料の採取について、第4条の3第2項及び第3項の規定は条例第17条第1項から第3項までの規定による土壌検査について、前条第4項の規定は条例第17条第3項ただし書の規定による土壌検査について、それぞれ準用する。この場合において、第4条の3第3項中「条例第7条第2項又は第3項の規定による命令に係る土砂等の埋立て等に供し、又は供された土地」とあるのは「特定事業区域」と読み替えるものとする。

(条例第17条第1項から第3項までの規定による検査の報告)

第16条 条例第17条第4項において準用する条例第7条の2第2項の規定による報告は、次の表の左欄に掲げる検査の区分に応じ、同表の右欄に掲げる時期に、それぞれ水質・土壌検査報告書_____を提出して行わなければならない。

検査の区分	提出時期
条例第17条第1項の規定による検査	省略
特定事業が一時堆積事業である場合における条例第17条第1項の規定による検査	省略
条例第17条第2項の規定による検査	省略
条例第17条第3項の規定による検査のうち条例第9条の許	知事が当該特定事業に係る条例第20条第2項又は第21条第

欄に掲げる方法により行わなければならない。

(土壌検査)

第15条 前条第1項_____の規定は条例第17条第1項ただし書の規定による土壌検査について、前条第2項_____の規定は条例第17条第2項_____の規定による土壌検査のための試料の採取について_____準用する。

2 条例第17条第1項ただし書又は第2項の規定による土壌検査は、別表第1の項目の欄に掲げる項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において試料を採取し、当該項目ごとに、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により行わなければならない。

3 前項の土壌検査は、特定事業区域の面積が1ヘクタールを超える場合にあっては、当該特定事業区域を1ヘクタール以内の区域に等分し、当該等分された区域ごとに行わなければならない。

(水質検査等の報告)

第16条 条例第17条第3項_____の規定による報告は、次の表の左欄に掲げる検査の区分に応じ、同表の右欄に掲げる時期に、それぞれ特定事業水質・土壌検査報告書(様式第9号)を提出して行わなければならない。

検査の区分	提出時期
条例第17条第1項の規定による水質検査又は土壌検査	省略
特定事業が一時的積事業である場合における条例第17条第1項の規定による水質検査又は土壌検査	省略
条例第17条第2項の規定による水質検査及び土壌検査	省略

可を受けた特定事業の全部を完了し、又は廃止した者が実施するもの	4項の規定による通知をした日から6月ごとに当該6月を経過した日から3週間以内
条例第17条第3項の規定による検査のうち条例第23条第1項の規定により条例第9条の許可を取り消された者が実施するもの	知事が別に指定する日から1月を経過した日から3週間以内及び当該知事が別に指定する日から6月ごとに当該6月を経過した日から3週間以内

2 第4条の4第2項の規定は、前項の報告書について準用する。

(特定事業の完了の届出)

第18条 条例第20条第1項の規定による届出は、特定事業の全部又は一部を完了した日から15日以内に、特定事業完了届(様式第10号)を提出して行わなければならない。この場合において、当該特定事業の一部を完了したものであるときは、特定事業完了届に、その完了した区域を示す図面を添付しなければならない。

(特定事業の廃止等の届出)

第19条 条例第21条第2項の規定による届出は、特定事業を廃止した場合にあっては当該特定事業を廃止した日から30日以内に、特定事業を2月以上休止しようとする場合にあってはあらかじめ、休止の届出をした特定事業を再開した場合にあっては当該特定事業を再開した日から7日以内に、特定事業廃止(休止・再開)届(様式第11号)を提出して行わなければならない。

(承継の届出)

第20条 省略

2 条例第22条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 地位を承継した者の住民票の写し(法人にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書)
- (2) 地位を承継した者(当該者が法人の場合にあっては、その役員を含む。)が条例第12条第1項第6号アからチまでに該当する者でない旨の誓約書
- (3) 地位を承継した者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し)
- (4) 地位を承継した者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し
- (5) 地位を承継した者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の住民票の写し(これらの者が法人である場合にあっては、登記事項証明書)
- (6) 地位を承継した者に第9条に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し
- (7) 法定代理人・役員・使用人等一覧表

別表第1(第3条、第4条の3関係)

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 水質検査又は土壌検査の試料とした浸透水又は土砂等採取した地点の位置図
- (2) 水質検査又は土壌検査のために採取した試料ごとの検査試料採取調書
- (3) 水質検査又は土壌検査の結果を証明する書面(環境計量士が発行したものに限る。)

(特定事業の完了の届出)

第18条 条例第20条第1項の規定による届出は、特定事業_____を完了した日から15日以内に、特定事業完了届(様式第10号)を提出して行わなければならない。

(特定事業の廃止等の届出)

第19条 条例第21条第2項の規定による届出は、特定事業を廃止した場合にあっては当該特定事業を廃止した日から30日以内に、特定事業を2月以上休止しようとする場合にあってはあらかじめ、休止の届出をした特定事業を再開した場合にあっては当該特定事業の再開後速やかに_____、特定事業廃止(休止・再開)届(様式第11号)を提出して行わなければならない。

(承継の届出)

第20条 省略

別表第1(第3条、第15条_____関係)

省略

備考 省略

別表第2（第4条、第4条の2関係）

省略

備考 省略

別表第3（第8条、第11条関係）

省略

様式第1号（第7条関係） 特定事業許可申請書

（表） 省略

（裏）

添付書類

- 1 申請者の住民票の写し（法人にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書）
- 2 省略
- 3 特定事業場の計画平面図及び計画断面図（測量に基づいて作成され、かつ、特定事業の施工前の現況が確認できるものに限る。）
- 4 省略
- 5 特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図並びに当該採取した試料ごとの検査試料採取調書（様式第1号の2）及び当該検査の結果を証明する書面（環境計量士が発行したものに限る。）
- 6～9 省略
- 10 特定事業が愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成12年愛媛県規則第36号。以下「規則」という。）別表第5に掲げる行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面
- 11 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成12年愛媛県条例第2号。以下「条例」という。）第9条の2の規定により実施した周辺住民への特定事業の周知の実績に係る書面（様式第2号の2）及び当該周知に用いた資料
- 12 申請者（申請者が法人の場合にあっては、その役員（条例第12条第1項第6号エに規定する役員をいう。以下同じ。）を含む。）が同号アからチまでに該当する者でない旨の誓約書（様式第2号の3）
- 13 申請者が未成年者（条例第12条第1項第6号セに規定する未成年者をいう。）である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し）
- 14 申請者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し
- 15 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の住民票の写し（これらの者が法人である場合にあっては、登記事項証明書）
- 16 申請者に規則第9条に規定する使用人がある場合にあ

省略

備考 省略

別表第2（第4条、第14条関係）

省略

備考 省略

別表第3（第8条関係）

省略

様式第1号（第7条関係） 特定事業許可申請書

（表） 省略

（裏）

添付書類

- 1 申請者の住民票の写し（法人にあっては、_____
_____登記事項証明書）
- 2 省略
- 3 特定事業場の計画平面図及び計画断面図（_____
_____特定事業の施工前の現況が確認できるものに限る。）
- 4 省略
- 5 特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図並びに当該採取した試料ごとの検査試料採取調書（様式第2号）及び当該検査の結果を証明する書面（環境計量士が発行したものに限る。）
- 6～9 省略
- 10 特定事業が愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成12年愛媛県規則第36号_____）別表第5に掲げる行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面

っては、その者の住民票の写し

17 法定代理人・役員・使用人等一覧表（様式第2号の4）

18 省略

愛媛県収入証紙貼付欄

様式第3号（第7条関係） 特定事業（一時堆積事業）許可申請書

（表）

特定事業（一時堆積事業）許可申請書

省略

省略

注 省略

（裏）

添付書類

- 1 申請者の住民票の写し（法人にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書）
- 2～4 省略
- 5 特定事業区域内の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合にあつては、特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図並びに当該採取した試料ごとの検査試料採取調書（様式第1号の2）及び当該検査の結果を証明する書面（環境計量士が発行したものに限り。）
- 6 特定事業場の土砂等の堆積が最大となった場合の計画平面図及び計画断面図（測量に基づいて作成され、かつ、特定事業の施工前の現況が確認できるものに限り。）
- 7 特定事業が愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成12年愛媛県規則第36号。以下「規則」という。）別表第5に掲げる行為に該当する場合にあつては、当該行為に該当することを証する書面
- 8 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成12年愛媛県条例第2号。以下「条例」という。）第9条の2の規定により実施した周辺住民への特定事業の周知の実績に係る書面（様式第2号の2）及び当該周知に用いた資料
- 9 申請者（申請者が法人の場合にあつては、その役員（条例第12条第1項第6号エに規定する役員をいう。以下同じ。）を含む。）が同号アからチまでに該当する者でない旨の誓約書（様式第2号の3）
- 10 申請者が未成年者（条例第12条第1項第6号セに規定する未成年者をいう。）である場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあつては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し）
- 11 申請者が法人である場合にあつては、その役員の住民票の写し
- 12 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分

11 省略

愛媛県収入証紙ちょう付欄

様式第3号（第7条関係） 特定事業（一時たい積事業）許可申請書

（表）

特定事業（一時たい積事業）許可申請書

省略

省略

注 省略

（裏）

添付書類

- 1 申請者の住民票の写し（法人にあっては、_____
_____登記事項証明書）
- 2～4 省略
- 5 特定事業区域内の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合にあつては、特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図並びに当該採取した試料ごとの検査試料採取調書（様式第2号）及び当該検査の結果を証明する書面（環境計量士が発行したものに限り。）
- 6 特定事業場の土砂等のたい積が最大となった場合の計画平面図及び計画断面図（_____
_____特定事業の施工前の現況が確認できるもの）に限り。）
- 7 特定事業が愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成12年愛媛県規則第36号_____）別表第5に掲げる行為に該当する場合にあつては、当該行為に該当することを証する書面

の5以上の額に相当する出資をしている者があるときに
あつては、これらの者の住民票の写し（これらの者が法人
である場合にあつては、登記事項証明書）

13 申請者に規則第9条に規定する使用人がある場合に
あつては、その者の住民票の写し

14 法定代理人・役員・使用人等一覧表（様式第2号の
4）

15 省略

愛媛県収入証紙貼付欄

様式第4号（第11条関係） 特定事業変更許可申請書

（表） 省略

（裏）

添付書類（その内容に変更がない限り、添付を要しない。）

1 特定事業（一時堆積事業を除く。）の変更に係る申
請の場合には、次の書類

(1) 省略

(2) 特定事業場の計画平面図及び計画断面図（測量に基
づいて作成され、かつ、特定事業の施工前の現況が確
認できるものに限る。）

(3) 省略

(4) 特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査の
試料とした土砂等を採取した地点の位置図並びに当該
採取した試料ごとの検査試料採取調書（様式第1号の
2）及び当該検査の結果を証明する書面（環境計量士
が発行したものに限る。）

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害
の発生防止に関する条例（平成12年愛媛県条例第2
号）第14条第4項において準用する同条例第9条の2
の規定により実施した周辺住民への特定事業の周知の
実績に係る書面（様式第2号の2）及び当該周知に用
いた資料

(11) 省略

2 特定事業（一時堆積事業）の変更に係る申請の場合
には、次の書類

(1) 1(1)、(3)、(9)及び(10)に掲げる書類

(2) 省略

(3) 特定事業区域内の表土と特定事業に使用される土砂
等が遮断される構造でない場合にあつては、1(4)に掲
げる書類

(4) 特定事業場の土砂等の堆積が最大となった場合の
計画平面図及び計画断面図（測量に基づいて作成さ
れ、かつ、特定事業の施工前の現況が確認できるもの
に限る。）

(5) 省略

8 省略

愛媛県収入証紙ちょう付欄

様式第4号（第11条関係） 特定事業変更許可申請書

（表） 省略

（裏）

添付書類（その内容に変更がない限り、添付を要しない。）

1 特定事業（一時たい積事業を除く。）の変更に係る申
請の場合には、次の書類

(1) 申請者の住民票の写し（法人にあつては、登記事項
証明書）

(2) 省略

(3) 特定事業場の計画平面図及び計画断面図（_____
_____特定事業の施工前の現況が確
認できるものに限る。）

(4) 省略

(5) 特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査の
試料とした土砂等を採取した地点の位置図並びに当該
採取した試料ごとの検査試料採取調書（様式第2号
__）及び当該検査の結果を証明する書面（環境計量士
が発行したものに限る。）

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

2 特定事業（一時たい積事業）の変更に係る申請の場合
には、次の書類

(1) 1(1)、(2)、(4)及び(10)に掲げる書類

(2) 省略

(3) 特定事業区域内の表土と特定事業に使用される土砂
等が遮断される構造でない場合にあつては、1(5)に掲
げる書類

(4) 特定事業場の土砂等のたい積が最大となった場合の
計画平面図及び計画断面図（_____
_____特定事業の施工前の現況が確認できるもの
に限る。）

(5) 省略

愛媛県収入証紙貼付欄

愛媛県収入証紙ちょう付欄

様式第6号(第12条、第12条の2、様式第7号の2関係) 土砂等搬入届

様式第6号(第12条、第12条の2、様式第7号の2関係) 土砂等搬入届

省略	
土砂等の区分	
土砂等の搬入期間	年 月 日から 年 月 日まで
土砂等の運搬事業者の住所、氏名及び電話番号	
県外土砂等を特定事業区域に搬入するまでの間に、県内において当該県外土砂等の一時堆積を行う場所の所在地及び当該一時堆積の期間	所 在 地 期 間 年 月 日から 年 月 日まで
添付書類 1 省略 2 検査試料採取調書(様式第1号の2)及び当該検査の結果を証明する書面(環境計量士が発行したものに限る。)。ただし、愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成12年愛媛県条例第2号)第15条第1項各号のいずれかに該当する場合にあっては、これらの書類の添付を省略することができる。	

省略	
土砂等の搬入期間	年 月 日から 年 月 日まで
土砂等の運搬事業者の住所、氏名及び電話番号	
添付書類 1 省略 2 検査試料採取調書(様式第2号)及び当該検査の結果を証明する書面(環境計量士が発行したものに限る。)。ただし、愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成12年愛媛県条例第2号)第15条各号のいずれかに該当する場合にあっては、これらの書類の添付を省略することができる。	

注1・2 省略

注1・2 省略

3 「土砂等の区分」の欄には、愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(平成12年愛媛県規則第36号)別表第3の3の項の表の土砂等の区分を記載すること。

様式第7号(第12条、様式第6号、様式第7号の2関係) 土砂等採取場所証明書

様式第7号(第12条、様式第6号、様式第7号の2関係) 土砂等採取場所証明書

省略	
建設工事等に係る土砂等の発生量	
特定事業区域への土砂等の搬入予定量	
証明に係る土砂等の量	
土砂等の区分	
省略	
愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成12年愛媛県条例第2号)第9条の許可を受けた者が特定事業区域に搬入する土砂等は、上記のとおり採取された土砂等であること並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物でないこと及び当該廃棄物の混入がないことを証明します。	
省略	
添付書類(搬入する土砂等が県外土砂等である場合に添付すること。)	

省略	
証明に係る土砂等の量	
省略	
上記のとおりであること	
を	
証明します。	
省略	

搬入する県外土砂等を採取した地点の位置図及び採取時の様子を撮影したカラーの写真並びに当該県外土砂等の色相、粒形等の性状を鮮明に判別することができるカラーの写真

注1 省略

2 「土砂等の区分」の欄には、愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成12年愛媛県規則第36号）別表第3の3の項の表の土砂等の区分を記載すること。

様式第10号（第18条関係） 特定事業完了届

省略	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
完了の区分	全部完了・一部完了
省略	
添付書類	
特定事業の一部の完了に係るものであるときは、その完了した区域を示す図面を添付すること。	

注1 省略

2 不要な文字は、抹消すること。

3 省略

様式第11号（第19条関係） 特定事業廃止（休止・再開）届

省略	
特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、特定事業区域の面積のうち土砂等が堆積されている面積	m ²

注 省略

様式第12号（第20条関係） 特定事業承継届

省略	
添付書類	
1 省略	
2 地位の承継をした者の住民票の写し（法人にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書）	
3 地位を承継した者（当該者が法人の場合にあっては、その役員（愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成12年愛媛県条例第2号。以下「条例」という。）第12条第1項第6号エに規定する役員をいう。以下同じ。）を含む。）が同号アからチまでに該当する者でない旨の誓約書（様式第2号の3）	
4 地位を承継した者が未成年者（条例第12条第1項第6号セに規定する未成年者をいう。）である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し）	
5 地位を承継した者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し	
6 地位を承継した者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の住民票の写し（これらの者が法人である場合にあっては、登記事項証明書）	

注 省略

様式第10号（第18条関係） 特定事業完了届

省略	
許可番号等	年 月 日 第 号
省略	

注1 省略

2 省略

様式第11号（第19条関係） 特定事業廃止（休止・再開）届

省略	
特定事業が一時たい積事業である場合にあっては、特定事業区域の面積のうち土砂等がたい積されている面積	平方メートル

注 省略

様式第12号（第20条関係） 特定事業承継届

省略	
添付書類	
1 省略	
2 地位の承継をした者の住民票の写し（法人にあっては、_____登記事項証明書）	

7 地位を承継した者に愛媛県土砂等の埋立て等による土
 壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則
 (平成12年愛媛県規則第36号)第9条に規定する使用人
 がある場合にあっては、その者の住民票の写し

8 法定代理人・役員・使用人等一覧表(様式第2号の
 4)

注 省略

様式第13号(第21条関係) 身分証明書

(表) 省略

(裏)

省略

第26条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、土
 砂等の埋立て等をし、若しくはした者、当該土砂等の埋
 立て等に係る土砂等を排出し、若しくは搬出した者、当該土
 砂等の埋立て等に係る土砂等を運搬し、若しくは運搬した
 者、当該土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供
 した者その他当該土砂等の埋立て等に関係する者に対し報
 告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、土砂等の
 埋立て等をし、若しくはした者、当該土砂等の埋立て等
 に係る土砂等を排出し、若しくは搬出した者、当該土砂等
 の埋立て等に係る土砂等を運搬し、若しくは運搬した者、当
 該土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供した者
 その他当該土砂等の埋立て等に関係する者の事務所、事業
 場その他その土砂等の埋立て等に関係のある 場所に
 立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に
 質問させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度にお
 いて土砂等無償で収去させることができる。

省略

(1)~(3)の2 省略

省略

注 省略

様式第13号(第21条関係) 身分証明書

(表) 省略

(裏)

省略

第26条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、土
 砂等の埋立て等をし、若しくはした者又は

 _____当該土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供
 した者 _____ に対し報
 告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、土砂等の
 埋立て等をし、若しくはした者 _____

 _____の事務所、事業
 場その他その土砂等の埋立て等をし、若しくはした場所に
 立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に
 質問させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度にお
 いて土砂等無償で収去させることができる。

省略

(1)~(3) 省略

省略

第2条 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。
 様式第2号を削り、様式第1号を様式第2号とし、同様式の前に次の2様式を加える。

様式第1号(第4条の4、第16条関係) 水質・土壌検査報告書

水 質 ・ 土 壌 検 査 報 告 書 年 月 日	
愛媛県知事	様 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 報告者 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） 電話番号
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
検 査 の 区 分	水 質 ・ 土 壌
検査試料採取者の住所、氏名及び電話番号	
検 査 試 料 採 取 年 月 日	年 月 日
検 査 結 果	別紙のとおり
添付書類 1 水質検査又は土壌検査の試料とした浸透水又は土砂等を採取した地点の位置図 2 水質検査又は土壌検査のために採取した試料ごとの検査試料採取調書（様式第1号の2） 3 水質検査又は土壌検査の結果を証明する書面（環境計量士が発行したものに限る。）	

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 不要な文字は、抹消すること。
 3 報告者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

様式第1号の2（第4条の4、第7条、第12条、様式第1号、様式第2号、様式第3号、様式第4号、様式第5号、様式第6号、様式第7号の2関係） 検査試料採取調書

検 査 試 料 採 取 調 書 年 月 日 愛媛県知事 様 採取者 住 所 所 属 職 氏 名 電話番号 ⑩	
採取した試料の検査の結果を証明する書面に記載された発行番号等	
検 体 区 分	土 砂 等 ・ 浸 透 水
採 取 年 月 日	年 月 日
採 取 日 の 天 候	
土砂等の採取の場合にあつては、採取深度	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 不要な文字は、抹消すること。

様式第2号の次に次の3様式を加える。

様式第2号の2（第7条、様式第2号、様式第3号、様式第4号関係） 説明会等報告書

説 明 会 等 報 告 書		年 月 日
愛媛県知事	様	
	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	
報告者	氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）	⑩
	電話番号	
特定事業場の位置（所在地）		
周 知 の 方 法	説明会の開催 () その他 ()	
周 知 の 範 囲		
開 催 日 時		
開 催 場 所		
説明者の役職及び氏名		
出 席 者 数	人	
周辺住民からの質問、意見、要望等及びそれらに対する回答		
特 記 事 項		

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 報告者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。
- 3 周知を2回以上行った場合は、周知ごとに作成すること。
- 4 「周知の方法」の欄には、該当するものを○で囲み、説明会により周知を行った場合は説明会の開催の周知の方法を括弧内に記載し、説明会以外の方法で周知を行った場合はその方法を括弧内に記載すること。
- 5 周知事項を記載した書面の配布若しくは送付又は周知事項の掲示を行った場合は、「周知の範囲」の欄には当該書面の配布若しくは送付を行った地域又は当該掲示の閲覧を想定した住民の範囲を、「開催日時」の欄には当該書面の配布日若しくは送付日又は当該掲示を実施した期間を、「開催場所」の欄には当該掲示を実施した場所を、「出席者数」の欄には当該書面の配布又は送付をした件数を記載すること。
- 6 説明会で配布した資料（周知事項を記載した書面を配布し、若しくは送付し、又は掲示した場合は、その書面）を添付すること。

様式第2号の3（第7条、第20条、様式第2号、様式第3号、様式第5号、様式第12号関係） 誓約書
(表)

誓 約 書

年 月 日

愛媛県知事

様

住所（法人にあっては、主
たる事務所の所在地）

申請者（届出者）

氏名（法人にあっては、そ
の名称及び代表者の氏名）

⑩

電話番号

申請者（届出者）（申請者（届出者）が法人の場合にあっては、その役員（愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成12年愛媛県条例第2号）第12条第1項第6号エに規定する役員をいう。）を含む。）は、同号アからチまでのいずれにも該当しないことを誓約します。

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 不要な文字は、抹消すること。

(裏)

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例（抜粋）

（許可の基準）

第12条 知事は、第9条の許可の申請が第10条第1項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第9条の許可をしてはならない。

(1)～(5) 省略

(6) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ウ この条例又は廃棄物処理法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 第7条第2項若しくは第3項、第8条第2項、第22条の2又は第24条の規定による命令を受け、当該命令に係る必要な措置が完了していない者（当該命令を受けた者が法人である場合にあっては、当該命令の日当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）であった者を含む。）

オ 第23条第1項（第3号エに係る部分を除く。）の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（同号ウに該当することにより許可が取り消された場合を除く。）にあっては、当該取消しの処分に係る愛媛県行政手続条例（平成7年愛媛県条例第48号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

カ 第23条第1項（第3号エに係る部分を除く。）の規定による許可の取消しの処分に係る愛媛県行政手続条例第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの期間内に第21条第2項の規定による廃止の届出をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの

キ カに規定する期間内に第21条第2項の規定による廃止の届出があった場合において、カの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは規則で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）の規則で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

ク 第23条第1項の規定により特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合にあっては、当該命令の日当該法人の役員であった者を含む。）

ケ 廃棄物処理法第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項又は第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（廃棄物処理法第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（廃棄物処理法第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）にあっては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

コ 廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2（廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの期間内に廃棄物処理法第7条の2第3項（廃棄物処理法第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの

サ コに規定する期間内に廃棄物処理法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出があった場合において、コの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の同令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

シ 特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ス 暴力団員等

セ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。）がアからスまでのいずれかに該当するもの

ソ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにアからスまでのいずれかに該当する者のあるもの

タ 個人で規則で定める使用人のうちにアからスまでのいずれかに該当する者のあるもの

チ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2・3 省略

様式第2号の4（第7条、第20条、様式第2号、様式第3号、様式第5号、様式第12号関係） 法定代理人・役員・使用人等一覧表

法定代理人・役員・使用人等一覧表

申請者（届出者）が法人である場合

役員

(ふりがな) 氏名	生年月日	住 所
	役職名	

申請者（届出者）が未成年者である場合

法定代理人（個人である場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	住 所

法定代理人（法人である場合）

(ふりがな) 名称	主たる事務所の所在地

役員

(ふりがな) 氏名	生年月日	住 所
	役職名	

申請者（届出者）が法人である場合

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者

発行済株式の総数	株 出資の額		住 所 又 は 主たる事務所の所在地
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日又は 法人の 設立日	保有する株式の数又は出資の金額	
			割 合

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成12年愛媛県規則第36号）第9条に定める使用人がある場合

当該使用人

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	住 所
	役 職 名	

注 不要な文字は、抹消すること。

様式第5号を次のように改める。

様式第5号(第11条関係) 特定事業変更届

(表)

特 定 事 業 変 更 届 年 月 日 愛媛県知事 様 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 届出者 氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) ⑩ 電話番号		
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	
変 更 の 内 容	変 更 後	変 更 前
変 更 の 理 由		

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 届出者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

(裏)

添付書類（その内容に変更がない限り、添付を要しない。）

- 1 特定事業（一時堆積事業を除く。）の変更に係る届出の場合には、次の書類
 - (1) 届出者の住民票の写し（法人にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書）
 - (2) 特定事業場の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の図面並びに特定事業場及びその付近の状況を示す見取図
 - (3) 特定事業場の計画平面図及び計画断面図（測量に基づいて作成され、かつ、特定事業の施工前の現況が確認できるものに限る。）
 - (4) 特定事業区域内の土地の登記事項証明書（届出者が当該土地の所有者でない場合にあっては、当該土地の登記事項証明書及び使用権原を証する書類）及び公図の写し
 - (5) 特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図並びに当該採取した試料ごとの検査試料採取調書（様式第1号の2）及び当該検査の結果を証明する書面（環境計量士が発行したものに限り。）
 - (6) 特定事業に使用される土砂等の量を積算した計算書
 - (7) 土質試験等に基づく土砂等の埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した書面
 - (8) 擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図
 - (9) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
 - (10) 特定事業が愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成12年愛媛県規則第36号。以下「規則」という。）別表第5に掲げる行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面
 - (11) 届出者（届出者が法人の場合にあっては、その役員（愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成12年愛媛県条例第2号。以下「条例」という。）第12条第1項第6号エに規定する役員をいう。以下同じ。）が、同号アからチまでに該当する者でない旨の誓約書（様式第2号の3）
 - (12) 届出者が未成年者（条例第12条第1項第6号セに規定する未成年者をいう。）である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し）
 - (13) 届出者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し
 - (14) 届出者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がいるときにあっては、これらの者の住民票の写し（これらの者が法人である場合にあっては、登記事項証明書）
 - (15) 届出者に規則第9条に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し
 - (16) 法定代理人・役員・使用人等一覧表（様式第2号の4）
 - (17) その他知事が必要と認める書類
- 2 特定事業（一時堆積事業）の変更に係る届出の場合には、次の書類
 - (1) 1(1)、(2)、(4)及び(10)から(16)までに掲げる書類
 - (2) 特定事業区域内の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造図
 - (3) 特定事業区域内の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合にあっては、1(5)に掲げる書類
 - (4) 特定事業場の土砂等の堆積が最大となった場合の計画平面図及び計画断面図（測量に基づいて作成され、かつ、特定事業の施工前の現況が確認できるものに限る。）
 - (5) その他知事が必要と認める書類

様式第7号の次に次の2様式を加える。

様式第7号の2（第12条、第12条の2関係） 土砂等搬入変更届

土 砂 等 搬 入 変 更 届		
愛媛県知事	様	年 月 日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		
届出者	氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）	
電話番号		
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	
変更に係る土砂等搬入届の日付	年 月 日	
変 更 の 内 容	変更後	変更前
変 更 の 理 由	添付書類（土砂等搬入届（様式第6号）に添付した書類から内容に変更がない場合は、添付を要しない。）	
1 土砂等採取場所証明書（様式第7号）		
2 検査試料採取調書（様式第1号の2）及び当該検査の結果を証明する書面（環境計量士が発行したものに限る。）。ただし、愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成12年愛媛県条例第2号）第15条第1項各号のいずれかに該当する場合にあっては、これらの書類の添付を省略することができる。		

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 届出者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

様式第7号の3（第12条の2関係） 土砂等管理台帳

様式第7号の3（その1） 土砂等管理台帳（一時堆積事業以外）

土砂等管理台帳（一時堆積事業以外）（ 年 月分） （許可事業者名： ）				
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	特定事業の施工期間	年 月 日から 年 月 日まで	
特定事業場の所在地		特定事業区域の面積		m ²
特定事業に使用される土砂等の量	m ³	特定事業の施工を管理する者の氏名		
土砂等の採取場所の所在地		土砂等の採取場所の事業者の氏名(名称)及び住所		
土砂等搬入届の提出年月日	年 月 日	土砂等の採取場所からの搬入予定量		m ³
土砂等搬入変更届の提出年月日	年 月 日			
搬入日	土砂等の搬入量	展開検査等の結果	展開検査等を行った者の氏名	備考
前月までの累計	m ³			
	m ³			
	m ³			
	m ³			
	m ³			
	m ³			
	m ³			
	m ³			
	m ³			
	m ³			
	m ³			
計	m ³			
累計	m ³			

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 土砂等管理台帳は、採取場所ごとに作成し、特定事業区域に土砂等を搬入した日ごとに記載すること。
- 3 「展開検査等の結果」の欄には、展開検査等により、廃棄物及び土壌の汚染のおそれのある物の混入又は吸着が認められなかった場合は○を、認められた場合はその詳細を記載すること。
- 4 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成12年愛媛県条例第2号）第15条の3第5号に掲げる事項を記載する場合にあっては、別紙に記載の上、添付すること。

別紙 条例第15条の3第5号に掲げる事項

搬出 年月日	年 月 日	搬入 年月日	年 月 日	作成者 役職・氏名	㊟		
搬出 事業者	氏名又は名称		氏名又は名称		土砂等 の量	全搬出量	m ³
	住所 〒		住所 〒			今回の搬出量	m ³
	電話番号		電話番号・担当者氏名			残 量	m ³
区分	運搬・保管方法	運搬者又は保管者	運搬先又は保管事業場	開始年月日	終了年月日	特記事項	
<input type="checkbox"/> 運搬		氏名又は名称	名称	年 月 日	年 月 日		
<input type="checkbox"/> 保管		住所 〒 連絡先	住所 〒 連絡先				
<input type="checkbox"/> 運搬		氏名又は名称	名称	年 月 日	年 月 日		
<input type="checkbox"/> 保管		住所 〒 連絡先	住所 〒 連絡先				
<input type="checkbox"/> 運搬		氏名又は名称	名称	年 月 日	年 月 日		
		住所 〒	住所 〒				

<input type="checkbox"/> 保管		連絡先	連絡先			
<input type="checkbox"/> 運搬		氏名又は名称	名称			
		住所 〒	住所 〒	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 保管		連絡先	連絡先			
<input type="checkbox"/> 運搬		氏名又は名称	名称			
		住所 〒	住所 〒	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 保管		連絡先	連絡先			

添付書類

- 1 県外土砂等の排出、運搬及び保管に係る当該県外土砂等の量を証する書類
- 2 県外土砂等を採取場所から特定事業区域へ搬出する際に撮影した当該県外土砂等の色相、粒形等の性状を鮮明に判別することができるカラーの写真

- 注 1 特定事業場へ県外土砂等が搬入されるたびに、当該県外土砂等の運搬及び保管の状況を確認し、記載すること。
- 2 運搬者若しくは保管者又は運搬方法若しくは保管方法が切り替わるたびに記載すること。

様式第7号の3(その2) 土砂等管理台帳(一時堆積事業)

土砂等管理台帳(一時堆積事業)(年 月分)								
(許可事業者名:)								
許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 号		特定事業の施工期間			年 月 日から 年 月 日まで	
特定事業場の所在地				特定事業区域の面積			m ²	
特定事業に使用された土砂等の堆積が最大となった場合の土砂等の量				m ³		特定事業の施工を管理する者の氏名		
土砂等の採取場所の所在地				土砂等の採取場所の事業者の氏名(名称)及び住所				
土砂等搬入届の提出年月日		年 月 日		土砂等の採取場所からの搬入予定量			m ³	
土砂等搬入変更届の提出年月日		年 月 日						
日付	土砂等の搬入量	展開検査等の結果	展開検査等を行った者の氏名	土砂等の搬出量				備考
				搬出先()	搬出先()	搬出先()	計	
前月までの累計	m ³			m ³	m ³	m ³	m ³	
	m ³			m ³	m ³	m ³	m ³	
	m ³			m ³	m ³	m ³	m ³	
	m ³			m ³	m ³	m ³	m ³	
	m ³			m ³	m ³	m ³	m ³	
	m ³			m ³	m ³	m ³	m ³	
	m ³			m ³	m ³	m ³	m ³	
	m ³			m ³	m ³	m ³	m ³	
	m ³			m ³	m ³	m ³	m ³	
計	m ³			m ³	m ³	m ³	m ³	
累計	m ³			m ³	m ³	m ³	m ³	

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 土砂等管理台帳は、採取場所ごとに作成し、特定事業区域に土砂等を搬入した日ごとに記載すること。
- 3 「展開検査等の結果」の欄には、展開検査等により、廃棄物及び土壌の汚染のおそれのある物の混入又は吸着が認められなかった場合は○を、認められた場合はその詳細を記載すること。
- 4 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成12年愛媛県条例第2号)第15条の3第5号に掲げる事項を記載する場合にあっては、別紙に記載の上、添付すること。

別紙 条例第15条の3第5号に掲げる事項

搬出年月日	年 月 日	搬入年月日	年 月 日	作成者 役職・氏名	⑩		
搬出 事業者	氏名又は名称		氏名又は名称		土砂等の量	全搬出量	m ³
	住所 〒		住所 〒			今回の搬出量	m ³
	電話番号		電話番号・担当者氏名			残 量	m ³
区分	運搬・保管方法	運搬者又は保管者	運搬先又は保管事業場	開始年月日	終了年月日	特記事項	
<input type="checkbox"/> 運搬		氏名又は名称	名称	年 月 日	年 月 日		
<input type="checkbox"/> 保管		住所 〒 連絡先	住所 〒 連絡先				
<input type="checkbox"/> 運搬		氏名又は名称	名称	年 月 日	年 月 日		
<input type="checkbox"/> 保管		住所 〒 連絡先	住所 〒 連絡先				
<input type="checkbox"/> 運搬		氏名又は名称	名称	年 月 日	年 月 日		
		住所 〒	住所 〒				

<input type="checkbox"/> 保管		連絡先	連絡先			
<input type="checkbox"/> 運搬		氏名又は名称	名称			
		住所 〒	住所 〒	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 保管		連絡先	連絡先			
<input type="checkbox"/> 運搬		氏名又は名称	名称			
		住所 〒	住所 〒	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 保管		連絡先	連絡先			

添付書類

- 1 県外土砂等の排出、運搬及び保管に係る当該県外土砂等の量を証する書類
- 2 県外土砂等を採取場所から特定事業区域へ搬出する際に撮影した当該県外土砂等の色相、粒形等の性状を鮮明に判別することができるカラーの写真

- 注 1 特定事業場へ県外土砂等が搬入されるたびに、当該県外土砂等の運搬及び保管の状況を確認し、記載すること。
- 2 運搬者若しくは保管者又は運搬方法若しくは保管方法が切り替わるたびに記載すること。

様式第8号を次のように改める。

様式第8号(第13条関係) 特定事業状況報告書

特定事業状況報告書 年 月 日			
愛媛県知事	様 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 報告者 氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) ㊟ 電話番号		
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号		
報告に係る期間	年 月 日から 年 月 日まで		
特定事業区域の面積	m ²		
実施済面積 (特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、堆積の面積)	m ²		
特定事業に使用される土砂の量 (特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、土砂等の堆積が最大となったときの土砂等の量)	m ³		
報告に係る期間の初日の前日までに特定事業に使用された土砂等の量 (特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、報告に係る期間の初日の前日において一時堆積をしていた土砂等の量)	m ³		
搬入された土砂等の量	合計	m ³	
	内 訳	土砂等の採取場所	土砂等の量
			m ³
			m ³
			m ³
			m ³
			m ³
			m ³
			m ³
			m ³
	m ³		

搬出した土砂等の量（一時堆積事業である場合に限る。）	合計	m ³		
	内 訳	土砂等の搬出先	土砂等の量	
			m ³	
			m ³	
			m ³	
			m ³	
			m ³	
			m ³	
			m ³	
			m ³	
			m ³	
報告に係る期間の末日における土砂等の量 (特定事業が一時堆積事業である場合にあつては、報告の期間の末日において一時堆積をしていた土砂等の量)	m ³			
展 開 検 査 等 の 結 果	異常あり ・ 異常なし			
	(異常ありの場合は、異常の内容及び措置の内容)			

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 不要な文字は、抹消すること。
 3 報告者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

様式第9号を次のように改める。

様式第9号 削除

附 則

この規則は、令和2年5月1日から施行する。ただし、第1条中愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則第2条第1項の改正規定、同規則第12条の改正規定（同条第4項の次に次の3項を加える部分（同条第6項及び第7項に係る部分を除く。）に限る。）、同規則第18条の改正規定及び同規則様式第10号の改正規定は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第21号

愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則（昭和60年愛媛県規則第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（登録申請書等）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 条例第4条第2項第5号（条例第7条第2項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める書類又は図面は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 申請者（法人にあつてはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）を、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者にあつてはその法定代理人（法人にあつては、当該法人及びその役員）を含む。）の住所、生年月日等に関する調書及び個人にあつては、住民票の抄本又はこれに代わる書面</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 営業所に置く浄化槽管理士の住所、生年月日等に関する調書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 営業所に置く浄化槽管理士が条例第15条の2第1項に規定する研修（以下「研修」という。）を修了したことを証する書面</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>第12条 省略</p> <p>（浄化槽管理士の研修）</p> <p>第13条 浄化槽保守点検業に従事する浄化槽管理士は、3年を超えない期間ごとに研修を受けなければならない。</p> <p>第14条 省略</p> <p>第15条 省略</p> <p>様式第1号（第2条関係） 浄化槽保守点検業者登録申請書</p> <p style="text-align: center;">（表）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 80%;">浄化槽保守点検業者登録申請書</div> <div style="width: 15%; border: 1px dashed black; padding: 2px;">愛媛県収入証紙貼付欄（消印は、しないこと。）</div> </div> <div style="border-top: 1px solid black; padding-top: 5px;">省略</div> <div style="border-top: 1px solid black; padding-top: 5px;">省略</div> </div>	<p>（登録申請書等）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 条例第4条第2項第5号（条例第7条第2項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める書類又は図面は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 申請者の略歴を記載した書面</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____及び</p> <p>個人にあつては、住民票の抄本又はこれに代わる書面</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 営業所に置く浄化槽管理士の略歴を記載した書面</p> <p>_____及び住民票の抄本又はこれに代わる書面</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>第12条 省略</p> <p>第13条 省略</p> <p>第14条 省略</p> <p>様式第1号（第2条関係） 浄化槽保守点検業者登録申請書</p> <p style="text-align: center;">（表）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 80%;">浄化槽保守点検業者登録申請書</div> <div style="width: 15%; border: 1px dashed black; padding: 2px;">愛媛県収入証紙ちよ う付欄（消印は、しないこと。）</div> </div> <div style="border-top: 1px solid black; padding-top: 5px;">省略</div> <div style="border-top: 1px solid black; padding-top: 5px;">省略</div> </div>

法人にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。）を含む。）の氏名及び役職名

Table with 4 columns: ふりがな氏名, 役職名(常勤・非常勤), ふりがな氏名, 役職名(常勤・非常勤)

省略

(裏) 省略

注1~4 省略

5 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「役職名」の欄には「株主等」と記載すること。

6 主たる営業所だけでなく全て__の営業所について記載すること。

7 省略

8 省略

様式第2号(第2条関係) 浄化槽保守点検業者変更登録申請書 (表)

Form for application form (front side) with a dashed box for '愛媛県収入証紙貼付' (Ehime Prefecture Revenue Stamp Paste)

(裏)

法人にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。）を含む。）の氏名及び役職名

Table with 4 columns: ふりがな氏名, 役職名(常勤・非常勤), ふりがな氏名, 役職名(常勤・非常勤)

省略

注1~4 省略

5 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「役職名」の欄には「株主等」と記載すること。

6 主たる営業所だけでなく全て__の営業所について記載すること。

7 省略

8 省略

様式第3号(第3条関係) 浄化槽保守点検業者登録簿 (表)

Form for registration ledger (front side)

法人にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役__又はこれらに準ずる者__)の氏名及び役名

Table with 4 columns: ふりがな氏名, 役職名(常勤・非常勤), ふりがな氏名, 役職名(常勤・非常勤)

省略

(裏) 省略

注1~4 省略

5 主たる営業所だけでなくすべての営業所について記載すること。

6 省略

7 省略

様式第2号(第2条関係) 浄化槽保守点検業者変更登録申請書 (表)

Form for application form (front side) with a dashed box for '愛媛県収入証紙ちよ' (Ehime Prefecture Revenue Stamp)

(裏)

法人にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役__又はこれらに準ずる者__)の氏名及び役名

Table with 4 columns: ふりがな氏名, 役職名(常勤・非常勤), ふりがな氏名, 役職名(常勤・非常勤)

省略

注1~4 省略

5 主たる営業所だけでなくすべての営業所について記載すること。

6 省略

7 省略

様式第3号(第3条関係) 浄化槽保守点検業者登録簿 (表)

Form for registration ledger (front side)

改 正 後

改 正 前

(許可申請)

第1条 省略

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 省略
- (2) 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- (3)~(5) 省略
- (6) 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規定する給水装置により供給される水以外の湯水を浴用に供する場合にあつては、当該湯水が第6条第1項第1号の原水に係る水質基準に適合していることを証する書類

(承継届)

第3条 省略

2 前項の届書(省令第2条第1項の規定による営業者の地位の承継の届書を除く。)には、省令第3条第2項又は第3条の2第2項に規定する書類のほか、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により浴場業を承継する法人の登記事項証明書を添付しなければならない。

(申請書等の記載事項の変更及び営業の停止又は廃止の届出)

第4条 営業者は、省令第4条の規定により、第1条の申請書又は前条の届書に記載した事項を変更したときは、別記様式第6号による届書に次に掲げる書類を添えて、所轄保健所長を経由して、知事に届け出なければならない。

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 前号に規定する変更以外の変更をしたときは、変更の内容を証する書類

2 省略

(患者を入浴させるための許可申請)

第5条 営業者は、公衆浴場法第4条ただし書の許可を受けようとするときは、別記様式第10号による申請書に次に掲げる書類を添えて、所轄保健所長を経由して、知事に提出しなければならない。

- (1) 温泉を使用する場合にあつては、療養効果を証する書類
- (2) 患者用の入浴施設の構造設備を明らかにした書類及び平面図(水質基準)

第6条 条例第5条第1項第7号の規則で定める水質基準は、次のとおりとする。

- (1) 原水は、次の表の左欄に掲げる事項ごとに同表の右欄に掲げる方法により行う検査において、同表の中欄に掲げる基準に適合するものであること。ただし、原水の性質により同表の1の項から4の項までに掲げる基準に適合させることができない場合であつて、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないときは、これらの基準によらないことができる。

1・2 省略

(許可申請)

第1条 省略

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 省略
- (2) 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し _____
- (3)~(5) 省略
- (6) 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規定する給水装置により供給される水以外の湯水を浴用に供する場合にあつては、当該湯水が第5条第1号 _____ の原水に係る水質基準に適合していることを証する書類

(承継届)

第3条 省略

(申請書等の記載事項の変更及び営業の停止又は廃止の届出)

第4条 営業者は、省令第4条の規定により、第1条の申請書又は前条の届書に記載した事項を変更したときは、別記様式第6号による届書に次に掲げる書類を添えて、所轄保健所長を経由して、知事に届け出なければならない。

- (1) 省略
- (2) 営業者(法人にあつては、代表者)の氏名を変更したときは、戸籍抄本
- (3) 法人である営業者が定款又は寄附行為を変更したときは、変更に係る定款又は寄附行為の写し
- (4) 省略

2 省略

(水質基準)

第5条 条例第5条第1項第7号の規則で定める水質基準は、次のとおりとする。

- (1) 原水は、次の表の左欄に掲げる事項ごとに同表の右欄に掲げる方法により行う検査において、同表の中欄に掲げる基準に適合するものであること。ただし、原水の性質により同表の1の項から4の項までに掲げる基準に適合させることができない場合であつて、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないときは、これらの基準によらないことができる。

1・2 省略

3	水素イオン濃度指数（pH）	5.8以上8.6以下であること。	ガラス電極法
4	有機物（全有機炭素（TOC）の量）又は過マンガン酸カリウム消費量	有機物（全有機炭素（TOC）の量）にあつては1リットルにつき3ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量にあつては1リットルにつき10ミリグラム以下であること。	全有機炭素計測定法又は滴定法
5	大腸菌	検出されないこと。	特定酵素基質培地法
6	レジオネラ属菌	100ミリリットルにつき10CFU未満であること。	ろ過濃縮法（これにより難しい場合にあつては、冷却遠心濃縮法）

備考 省略

(2) 浴槽水は、次の表の左欄に掲げる事項ごとに同表の右欄に掲げる方法により行う検査において、同表の中欄に掲げる基準に適合するものであること。ただし、浴槽水に用いる湯水の性質により同表の1の項又は2の項に掲げる基準に適合させることができない場合であつて、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないときは、これらの基準によらないことができる。

1	省略		
2	有機物（全有機炭素（TOC）の量）又は過マンガン酸カリウム消費量	有機物（全有機炭素（TOC）の量）にあつては1リットルにつき8ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量にあつては1リットルにつき25ミリグラム以下であること。	全有機炭素計測定法又は滴定法
3	省略		
4	レジオネラ属菌	100ミリリットルにつき10CFU未満であること。	ろ過濃縮法（これにより難しい場合にあつては、冷却遠心濃縮法）

2 営業者は、前項に規定する検査を依頼するに当たつては、精度管理（検査に従事する者の技能水準の確保その他の方法により検査の精度を適正に保つことをいう。）を行つている検査機関に依

3	水素イオン濃度指数（pH）	5.8以上8.6以下であること。	ガラス電極法又は比色法
4	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	_____ 1リットルにつき10ミリグラム以下であること。	_____ 滴定法
5	大腸菌群	検出されないこと。	乳糖ブイヨン プリリアントグリーン乳糖胆汁ブイヨン培地法又は特定酵素基質培地法
6	レジオネラ属菌	100ミリリットルにつき10CFU未満であること。	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

備考 省略

(2) 浴槽水は、次の表の左欄に掲げる事項ごとに同表の右欄に掲げる方法により行う検査において、同表の中欄に掲げる基準に適合するものであること。ただし、浴槽水に用いる湯水の性質により同表の1の項又は2の項に掲げる基準に適合させることができない場合であつて、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないときは、これらの基準によらないことができる。

1	省略		
2	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	_____ 1リットルにつき25ミリグラム以下であること。	_____ 滴定法
3	省略		
4	レジオネラ属菌	100ミリリットルにつき10CFU未満であること。	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

頼するよう努めるものとする。

(残留塩素濃度)

第7条 条例第5条第1項第15号の規則で定める残留塩素濃度は、次のいずれかの要件を満たすものとする。

- (1) 遊離残留塩素濃度は、1リットルにつき0.4ミリグラム程度を保ち、かつ、最大1リットルにつき1ミリグラムを超えないものであること。
- (2) 結合塩素のモノクロラミン濃度は、1リットルにつき3ミリグラム程度を保つものであること。

様式第1号 (第1条関係) 公衆浴場営業許可申請書

省略
愛媛県収入証紙貼付欄

注1～4 省略

5 添付書類

- (1) 省略
- (2) 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- (3)～(5) 省略
- (6) 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規定する給水装置により供給される水以外の湯水を浴用に供する場合にあつては、当該湯水が公衆浴場法施行細則(昭和23年愛媛県規則第67号)第6条第1項第1号の原水に係る水質基準に適合していることを証する書類

様式第5号 (第3条関係) 合併(分割)による公衆浴場営業承継届書

省略

注1・2 省略

3 添付書類

定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

様式第6号 (第4条関係) 公衆浴場営業(許可申請書・承継届書)記載事項変更届書

省略

注1・2 省略

3 添付書類

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) (2)に規定する変更以外の変更の場合にあつては、変更の内容を証する書類

様式第1号 (第1条関係) 公衆浴場営業許可申請書

省略
愛媛県収入証紙ちよう付欄

注1～4 省略

5 添付書類

- (1) 省略
- (2) 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し _____
- (3)～(5) 省略
- (6) 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規定する給水装置により供給される水以外の湯水を浴用に供する場合にあつては、当該湯水が公衆浴場法施行細則(昭和23年愛媛県規則第67号)第5条第1号 _____の原水に係る水質基準に適合していることを証する書類

様式第5号 (第3条関係) 合併(分割)による公衆浴場営業承継届書

省略

注1・2 省略

3 添付書類

定款又は寄附行為の写し _____

様式第6号 (第4条関係) 公衆浴場営業(許可申請書・承継届書)記載事項変更届書

省略

注1・2 省略

3 添付書類

- (1) 省略
- (2) 営業者(法人にあつては、代表者)の氏名の変更の場合にあつては、戸籍抄本
- (3) 定款又は寄附行為の変更を伴う場合にあつては、変更に係る定款又は寄附行為の写し
- (4) 省略

様式第9号の次に次の1様式を加える。

様式第10号（第5条関係） 患者入浴許可申請書

患者入浴許可申請書 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div> 愛媛県知事 様		
住 所（法人にあつては、 主たる事務所の所在地） 申請者 氏 名（法人にあつては、 その名称及び代表者の氏名） ㊟		
公衆浴場	名 称	
	所 在 地	
公衆浴場の種類	浴場の種別	一般浴場・福利厚生施設・特殊浴場（ ）
	湯 質	温湯・温泉・薬湯・電気湯・その他（ ）
	薬湯の内容	
許可証番号	愛媛県指令 第 号	
許可年月日	年 月 日	
入浴させようとする患者の疾病の種類		

注1 用紙寸法は、日本産業規格A4とすること。

2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

3 薬湯の内容欄には、使用する医薬品等の名称、成分、用法、用量及び効能を記入すること。

4 添付書類

(1) 温泉を使用する場合にあつては、療養効果を証する書類

(2) 患者用の入浴施設の構造設備を明らかにした書類及び平面図

(旅館業法施行細則の一部改正)

第2条 旅館業法施行細則(昭和32年愛媛県規則第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(許可申請)			(許可申請)		
第1条 旅館業法(昭和23年法律第138号。以下「法」という。)			第1条 旅館業法(昭和23年法律第138号。以下「法」という。)		
第3条第1項の規定により営業の許可を受けようとする者は、様式第1号による申請書に次に掲げる書類及び図面を添付して知事に提出しなければならない。			第3条第1項の規定により営業の許可を受けようとする者は、様式第1号による申請書に次に掲げる書類及び図面を添付して知事に提出しなければならない。		
(1)~(3) 省略			(1)~(3) 省略		
(4) 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書			(4) 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し_____		
(5) 省略			(5) 省略		
(6) 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規定する給水装置により供給される水以外の湯水を浴用に供する場合にあつては、当該湯水が第10条第1項第1号の原水に係る水質基準に適合していることを証する書類			(6) 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規定する給水装置により供給される水以外の湯水を浴用に供する場合にあつては、当該湯水が第10条第1号_____の原水に係る水質基準に適合していることを証する書類		
第2条 前条の申請をした者が営業施設を新たに建築しようとする者であるとき、又は現に建築中の者であるときは、建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項又は第7条の2第5項の検査済証の交付を受けた後、速やかにその写しを添えて様式第2号により知事に届け出なければならない。			第2条 前条の申請をした者が営業施設を新たに建築しようとする者であるとき、又は現に建築中の者であるときは、建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項_____の検査済証の交付を受けた後、速やかにその写しを添えて様式第2号により知事に届け出なければならない。		
(変更の届出)			(変更の届出)		
第6条 営業者は、省令第4条の規定により、第1条及び第4条の申請書に記載した事項の変更の届出をするときは、様式第6号による届出書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。			第6条 営業者は、省令第4条の規定により、第1条及び第4条の申請書に記載した事項の変更の届出をするときは、様式第6号による届出書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。		
(1) 省略			(1) 省略		
(2) 省略			(2) 営業者(法人にあつては、代表者)の氏名を変更したときは、 <u>戸籍抄本</u>		
(3) 前号に規定する変更以外の変更をしたときは、変更の内容を証する書類			(3) 法人である営業者が定款又は寄附行為を変更したときは、 <u>変更に係る定款又は寄附行為の写し</u>		
(4) 省略			(4) 省略		
(水質基準)			(水質基準)		
第10条 旅館業法施行条例(昭和32年愛媛県条例第44号。以下「条例」という。)第4条の表第3の項第3号の規則で定める水質基準は、次のとおりとする。			第10条 旅館業法施行条例(昭和32年愛媛県条例第44号。以下「条例」という。)第4条の表第3の項第3号の規則で定める水質基準は、次のとおりとする。		
(1) 原水は、次の表の左欄に掲げる事項ごとに同表の右欄に掲げる方法により行う検査において、同表の中欄に掲げる基準に適合するものであること。ただし、原水の性質により同表の1の項から4の項までに掲げる基準に適合させることができない場合であつて、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないときは、これらの基準によらないことができる。			(1) 原水は、次の表の左欄に掲げる事項ごとに同表の右欄に掲げる方法により行う検査において、同表の中欄に掲げる基準に適合するものであること。ただし、原水の性質により同表の1の項から4の項までに掲げる基準に適合させることができない場合であつて、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないときは、これらの基準によらないことができる。		
1・2 省略			1・2 省略		
3 水素イオン濃度指数(pH)	5.8以上8.6以下であること。	ガラス電極法_____	3 水素イオン濃度指数(pH)	5.8以上8.6以下であること。	ガラス電極法又は比色法

4 有機物 (全有機炭素(TOC)の量)又は過マンガン酸カリウム消費量	有機物(全有機炭素(TOC)の量)にあつては1リットルにつき3ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量にあつては1リットルにつき10ミリグラム以下であること。	全有機炭素計測定法又は滴定法
5 大腸菌	検出されないこと。	_____ 特定酵素基質培地法
6 レジオネラ属菌	100ミリリットルにつき10CFU未満であること。	ろ過濃縮法(これにより難しい場合には、冷却遠心濃縮法)

備考 省略

(2) 浴槽水は、次の表の左欄に掲げる事項ごとに同表の右欄に掲げる方法によって行う検査において、同表の中欄に掲げる基準に適合するものとする。ただし、浴槽水に用いる湯水の性質により同表の1の項又は2の項に掲げる基準に適合させることができない場合であつて、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないときは、これらの基準によらないことができる。

1 省略		
2 有機物 (全有機炭素(TOC)の量)又は過マンガン酸カリウム消費量	有機物(全有機炭素(TOC)の量)にあつては1リットルにつき8ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量にあつては1リットルにつき25ミリグラム以下であること。	全有機炭素計測定法又は滴定法
3 省略		
4 レジオネラ属菌	100ミリリットルにつき10CFU未満であること。	ろ過濃縮法(これにより難しい場合には、冷却遠心濃縮法)

2 営業者は、前項に規定する検査を依頼するに当たつては、精度管理(検査に従事する者の技能水準の確保その他の方法により検査の精度を適正に保つことをいう。)を行つている検査機関に依頼するよう努めるものとする。

(残留塩素濃度)

第11条 条例第4条の表第3の項第11号の規則で定める残留塩素濃度は、次のいずれかの要件を満たすものとする。

4 有機物 等(過マンガン酸カリウム消費量)		_____ 滴定法
5 大腸菌	検出されないこと。	乳糖バイオン ブリリアントグリーン乳糖胆汁バイオン培地法又は特定酵素基質培地法
6 レジオネラ属菌	100ミリリットルにつき10CFU未満であること。	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

備考 省略

(2) 浴槽水は、次の表の左欄に掲げる事項ごとに同表の右欄に掲げる方法によって行う検査において、同表の中欄に掲げる基準に適合するものとする。ただし、浴槽水に用いる湯水の性質により同表の1の項又は2の項に掲げる基準に適合させることができない場合であつて、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないときは、これらの基準によらないことができる。

1 省略		
2 有機物 等(過マンガン酸カリウム消費量)		_____ 滴定法
3 省略		
4 レジオネラ属菌	100ミリリットルにつき10CFU未満であること。	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

- (1) 遊離残留塩素濃度は、1リットルにつき0.4ミリグラム程度を保ち、かつ、最大1リットルにつき1ミリグラムを超えないものであること。
- (2) 結合塩素のモノクロラミン濃度は、1リットルにつき3ミリグラム程度を保つものであること。

第12条 省略

様式第1号(第1条関係) 旅館業営業許可申請書

省略
愛媛県収入証紙貼付欄

注1~3 省略

4 添付書類

(1)~(3) 省略

(4) 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

(5) 省略

(6) 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規定する給水装置により供給される水以外の湯水を浴用に供する場合にあつては、当該湯水が旅館業法施行細則(昭和32年愛媛県規則第50号)第10条第1項第1号の原水に係る水質基準に適合していることを証する書類

様式第2号(第2条関係) 旅館業営業施設完成届出書

省略

注1 省略

2 添付書類

建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項又は第7条の2第5項の検査済証の写し

様式第6号(第6条関係) 旅館業営業(許可・承継承認)申請書記載事項変更届出書

省略

注1・2 省略

3 添付書類

(1) 省略

(2) 省略

(3) (2)に規定する変更以外の変更の場合にあつては、変更の内容を証する書類

様式第10号(第9条関係) 宿泊者名簿

宿 泊 者 名 簿

投宿月日時 出発月日時	前夜宿 泊地名	行 先 地 名	住 所	職 業	省 略

1~3 省略

第11条 省略

様式第1号(第1条関係) 旅館業営業許可申請書

省略
愛媛県収入証紙ちよう付欄

注1~3 省略

4 添付書類

(1)~(3) 省略

(4) 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し

(5) 省略

(6) 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規定する給水装置により供給される水以外の湯水を浴用に供する場合にあつては、当該湯水が旅館業法施行細則(昭和32年愛媛県規則第50号)第10条第1号の原水に係る水質基準に適合していることを証する書類

様式第2号(第2条関係) 旅館業営業施設完成届出書

省略

注1 省略

2 添付書類

建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項の検査済証の写し

様式第6号(第6条関係) 旅館業営業(許可・承継承認)申請書記載事項変更届出書

省略

注1・2 省略

3 添付書類

(1) 省略

(2) 営業者(法人にあつては、代表者)の氏名の変更の場合にあつては、戸籍抄本

(3) 定款又は寄附行為の変更を伴う場合にあつては、変更に係る定款又は寄附行為の写し

(4) 省略

様式第10号(第9条関係) 宿泊者名簿

宿 泊 者 名 簿

投宿月日時 出発月日時	前夜宿 泊地名	行 先 地 名	住 所	職 業	性 別	省 略

1~3 省略

附 則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

○愛媛県規則第24号

愛媛県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県営住宅管理条例施行規則（昭和35年愛媛県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																						
<p>第3号様式（第4条関係） 愛媛県営住宅使用請書 (表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p style="text-align: right;">住 所 〒 ふりがな 氏 名 ⑩</p> <p>連帯保証人 生年月日 年 月 日 使用者と の関係</p> <p>電話番号 職 業 勤務事業所名</p> <p>使用者は、下記県営住宅に入居するに当たり、次に掲げる事項を始めとする公営住宅に関する法令、愛媛県営住宅管理条例（昭和35年愛媛県条例第15号）及び愛媛県営住宅管理条例施行規則（昭和35年愛媛県規則第19号）並びにこれらの規定に基づく管理上の指示を遵守します。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>裏面記載の県営住宅及び共同施設の修繕に要する費用を負担すること。</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>省略</p> <p>家賃 1月 円（入居時）</p> <p>連帯保証に係る極度額 円（入居時の家賃18月分）</p> </div> <p>注 省略</p> <p>(裏)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">県営住宅及び共同施設の修繕に要する費用</p> <p>1 使用者が入居中の県営住宅及び共同施設の修繕費用は、次の表の左欄に掲げる施設及び同表の中欄に掲げる修繕内容の区分に応じ、同表の右欄に 印がある者が負担する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設</th> <th rowspan="2">修 繕 内 容</th> <th colspan="2">負担区分</th> </tr> <tr> <th>使用者</th> <th>団地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">県 営 住</td> <td>1 量表及び量縁の交換</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 内壁及び壁紙の軽微な修理、塗替え等</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 ガラスの取替え並びにふすま、戸ふすま、障子及び網戸の張替え</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 建具の軽微な修理</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 給排水設備に係る消耗品の交換及び軽微な修理（6に該当するものを除く。）</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div>	施設	修 繕 内 容	負担区分		使用者	団地	県 営 住	1 量表及び量縁の交換	—		2 内壁及び壁紙の軽微な修理、塗替え等	—		3 ガラスの取替え並びにふすま、戸ふすま、障子及び網戸の張替え	—		4 建具の軽微な修理	—		5 給排水設備に係る消耗品の交換及び軽微な修理（6に該当するものを除く。）	—		<p>第3号様式（第4条関係） 愛媛県営住宅使用請書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p style="text-align: right;">住 所 〒 ふりがな 氏 名 ⑩</p> <p>連帯保証人 生年月日 年 月 日 使用者と の関係</p> <p>電話番号 職 業 勤務事業所名</p> <p>使用者は、下記県営住宅に入居するに当たり、次に掲げる事項を始めとする公営住宅に関する法令、愛媛県営住宅管理条例（昭和35年愛媛県条例第15号）及び愛媛県営住宅管理条例施行規則（昭和35年愛媛県規則第19号）並びにこれらの規定に基づく管理上の指示を遵守します。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>省略</p> <p>家賃 1箇月 円</p> </div> <p>注 省略</p>
施設			修 繕 内 容	負担区分																			
	使用者	団地																					
県 営 住	1 量表及び量縁の交換	—																					
	2 内壁及び壁紙の軽微な修理、塗替え等	—																					
	3 ガラスの取替え並びにふすま、戸ふすま、障子及び網戸の張替え	—																					
	4 建具の軽微な修理	—																					
	5 給排水設備に係る消耗品の交換及び軽微な修理（6に該当するものを除く。）	—																					

宅	6 給排水設備に係る消耗品の交換及び軽微な修理（共同水栓及び散水栓に係るものに限る。）		—
	7 電気設備に係る消耗品の交換（8に該当するものを除く。）	—	
	8 電気設備に係る消耗品の交換（共用部分に係るものに限る。）		—
共同施設	9 集会所に係る修繕のうち、1から8までに掲げるもの		—
	10 公園、遊具等の保全、軽微な修復及び整地		—
	11 樹木の消毒及び施肥、小さな樹木の伐採及びせん定並びに草刈り		—
	12 集会所、公園、汚水処理施設その他共同施設の清掃、維持管理及び消耗品の交換		—

備考 この表において「団地」とは、団地の入居者全員をいう。

2 使用者は、県営住宅から退去する際、使用期間にかかわらず、当該県営住宅の量表の交換、ふすま及び障子の張替え並びに室内及び周辺の清掃を使用者の負担において実施する。

3 2に規定するもののほか、使用者は、県営住宅から退去する際、当該県営住宅の原状回復に要する費用を負担する。

附 則

- この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 改正後の愛媛県県営住宅管理条例施行規則第3号様式の規定は、この規則の施行の日以後に提出される書類について適用し、同日前に提出された書類については、なお従前の例による。

訓 令

○愛媛県訓令第2号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

愛媛県公印規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県公印規程等の一部を改正する訓令

（愛媛県公印規程の一部改正）

第1条 愛媛県公印規程（昭和34年愛媛県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表2（第3条関係） 専用公印				別表2（第3条関係） 専用公印			
種別	管守場所	数	専用区分	種別	管守場所	数	専用区分
知事印	省略			知事印	省略		
	南予地方局	省略			南予地方局	省略	

	生涯学習センター	1	生涯学習センター資料特別利用許可、館外貸出し許可、寄贈、寄託用			
	省略				省略	
省略				省略		

(愛媛県総合科学博物館処務規程の一部改正)

第2条 愛媛県総合科学博物館処務規程(平成30年愛媛県訓令第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職務)</p> <p>第2条 館長は、知事_____の命を受け、館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2～10 省略</p> <p>(専決事項)</p> <p>第3条 館長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事_____の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p>	<p>(職務)</p> <p>第2条 館長は、知事及びスポーツ・文化部長の命を受け、館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2～10 省略</p> <p>(専決事項)</p> <p>第3条 館長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事(愛媛県総合科学博物館管理条例(平成20年愛媛県条例第26号)第2条に定める業務に係るもの)にあっては、スポーツ・文化部長)の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p>(11) <u>博物館資料の特別利用及び館外貸出しの許可に関すること。</u></p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) <u>博物館の施設等の目的外使用の許可に関すること。</u></p> <p>(14) <u>前号の許可に係る博物館の施設等の使用目的又は原形の変更承認に関すること。</u></p> <p>(15) 省略</p>

(愛媛県歴史文化博物館処務規程の一部改正)

第3条 愛媛県歴史文化博物館処務規程(平成30年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職務)</p> <p>第2条 館長は、知事_____の命を受け、館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2～10 省略</p> <p>(専決事項)</p> <p>第3条 館長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事_____の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p>	<p>(職務)</p> <p>第2条 館長は、知事及びスポーツ・文化部長の命を受け、館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2～10 省略</p> <p>(専決事項)</p> <p>第3条 館長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事(愛媛県歴史文化博物館管理条例(平成20年愛媛県条例第27号)第2条に定める業務に係るもの)にあっては、スポーツ・文化部長)の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p>(11) <u>博物館資料の特別利用及び館外貸出しの許可に関すること。</u></p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) <u>博物館の施設等の目的外使用の許可に関すること。</u></p> <p>(14) <u>前号の許可に係る博物館の施設等の使用目的又は原形の変更承認に関すること。</u></p> <p>(15) 省略</p>

(愛媛県美術館処務規程の一部改正)

第4条 愛媛県美術館処務規程(平成30年愛媛県訓令第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務)</p> <p>第2条 館長は、知事_____の命を受け、館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2～12 省略</p> <p>(専決事項)</p> <p>第4条 館長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事_____の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) 省略</p>	<p>(職務)</p> <p>第2条 館長は、知事及びスポーツ・文化部長の命を受け、館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2～12 省略</p> <p>(専決事項)</p> <p>第4条 館長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事(愛媛県行政組織規則(昭和55年愛媛県規則第15号)第34条の2第1項に掲げる業務に係るものにあつては、スポーツ・文化部長)の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(11) 省略</p> <p>(12) <u>美術館の施設の使用の許可に関すること。</u></p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) 省略</p> <p>(15) <u>美術館の施設等の目的外使用の許可に関すること。</u></p> <p>(16) <u>前号の許可に係る美術館の施設等の使用目的又は原形の変更承認に関すること。</u></p> <p>(17) 省略</p>

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第2号

愛媛県生涯学習センター管理規則等を廃止する規則を次のように定める。

令和2年3月27日

愛媛県教育委員会
教育長 三好伊佐夫

愛媛県生涯学習センター管理規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 愛媛県生涯学習センター管理規則(平成3年愛媛県教育委員会規則第6号)
- (2) 愛媛県総合科学博物館管理規則(平成12年愛媛県教育委員会規則第11号)
- (3) 愛媛県総合科学博物館協議会運営規則(平成12年愛媛県教育委員会規則第12号)
- (4) 愛媛県歴史文化博物館管理規則(平成12年愛媛県教育委員会規則第13号)
- (5) 愛媛県歴史文化博物館協議会運営規則(平成12年愛媛県教育委員会規則第14号)
- (6) 愛媛県美術館管理規則(平成12年愛媛県教育委員会規則第15号)
- (7) 愛媛県美術館協議会運営規則(平成12年愛媛県教育委員会規則第16号)
- (8) ボランティア活動を促進するための教育委員会所管の教育機関の使用料等減免規則(平成15年愛媛県教育委員会規則第9号)

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

○愛媛県教育委員会規則第3号

愛媛県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則を次のように定める。

令和2年3月27日

愛媛県教育委員会
教育長 三好伊佐夫

愛媛県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年愛媛県条例第42号）第9条の規定に基づき、同条例第2条に規定する教育職員のうち、県立学校に勤務する者（以下単に「教育職員」という。）の業務量の適切な管理等を行うことを目的とする。

（教育職員の業務量の適切な管理等）

第2条 教育委員会は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、教育職員の在校等時間（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年1月文部科学省告示第1号）に規定する「在校等時間」をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- (1) 1箇月について45時間
- (2) 1年について360時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- (1) 1箇月について100時間未満
- (2) 1年について720時間
- (3) 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1箇月当たりの平均時間について80時間
- (4) 1年のうち1箇月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6箇月

3 前2項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年8月31日までの間における第2条第2項第3号の規定の適用については、同号中「5箇月の期間」とあるのは、「5箇月の期間（令和2年4月以後の期間に限る。）」とする。

教育委員会訓令

○愛媛県教育委員会訓令第2号

教育委員会事務局
教 育 機 関

愛媛県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月27日

愛媛県教育委員会
教育長 三 好 伊佐夫

愛媛県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

愛媛県教育委員会公印規程（昭和36年愛媛県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（公印のひな形及び寸法）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 事務局の課長（室長を含む。）又は地方機関の長 _____（以下「機関の長」という。）は、前項の規定にかかわらず、法令に定めるもの及び特殊の用途に使用するため必要があるものについて、教育総務課長の承認を受けて特殊の公印（刻印及び焼印を含む。以下「特殊公印」という。）を作成し、及び使用することができる。</p> <p>3 省略</p>	<p style="text-align: center;">（公印のひな形及び寸法）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 事務局の課長（室長を含む。）又は地方機関の長 <u>（生涯学習センターにあつては、社会教育課長。以下同じ。）</u>（以下「機関の長」という。）は、前項の規定にかかわらず、法令に定めるもの及び特殊の用途に使用するため必要があるものについて、教育総務課長の承認を受けて特殊の公印（刻印及び焼印を含む。以下「特殊公印」という。）を作成し、及び使用することができる。</p> <p>3 省略</p>

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。